

令和6年度  
(令和5年度実績)

# 業務の概要



鳥取県福祉相談センター  
鳥取県中央児童相談所  
鳥取県女性相談支援センター  
鳥取県東部知的障害者更生相談所



# 目 次

I	福祉相談センターの概要	1
1	概要	1
2	組織と業務	2
3	管轄地域	3
4	敷地、建物等の概要	3
II	中央児童相談所の概要	5
1	業務の概要	5
2	相談の種類及び内容	6
3	指導、措置の種類及び内容	7
4	相談業務の状況	8
5	各相談の状況	11
6	判定業務の状況	16
7	一時保護業務の状況	17
8	各種事業の状況	18
9	県内児童福祉施設等入退所状況	22
10	県内児童福祉施設等一覧	23
III	女性相談支援センター（旧婦人相談所）の概要	24
1	業務の概要	25
2	女性相談支援員（旧婦人相談員）の設置状況	25
3	相談業務の状況	27
4	一時保護の状況	29
5	配偶者暴力相談支援センターにおける業務実績	33
6	主催事業実施状況	34
7	鳥取県における主な DV 被害者支援関係事業	37
IV	東部知的障害者更生相談所の概要	38
	福祉相談センター利用のご案内	39
	福祉相談センター案内図	41

# I 福祉相談センターの概要

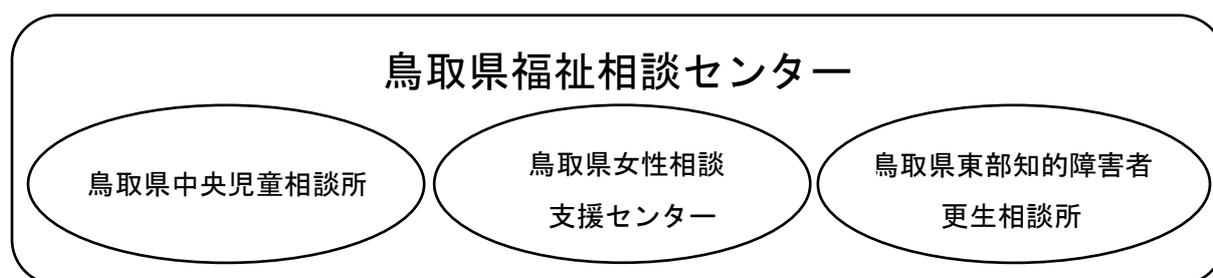
## 1 概要

当センターは、法律上必置の中央児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の4福祉相談機関を統合した機関として平成3年10月に開所しました。

平成15年4月の機構改革により、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は県東部、中部、西部の福祉保健局にそれぞれ分散設置され、当センターは、中央児童相談所と婦人相談所を統合した機関として再スタートしました。平成30年4月には鳥取市の中核市移行に伴い、東部知的障害者更生相談所が当センターへ併設されました。令和6年4月には婦人相談所が「女性相談支援センター」に名称を変更しました。

当庁舎内には県立精神保健福祉センターが併設されており、さらに、近辺には県立中央病院を中心に、鳥取看護専門学校、鳥取養護学校、鳥取療育園、看護研修センター、赤十字血液センター等があり、鳥取県の保健・福祉・医療の中核となるゾーンが形成されています。

当センターは、これら関係機関との連携のもとに「効率的なサービスの提供とサービスの質的な向上」に努めています。



## 沿革

- 平成3年10月 中央児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を統合した機関として開所
- 平成14年4月 婦人相談所に、配偶者暴力相談支援センターの機能を付与
- 平成15年4月 機構改革により、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所が各福祉保健局に移管
- 平成17年4月 相談課を児童相談課及び女性相談課に分離
- 平成30年4月 東部知的障害者更生相談所を併設
- 令和6年4月 婦人相談所を女性相談支援センターに名称を変更

所在地 〒680-0901 鳥取市江津318-1

電話 0857-23-1031（代表）

総務課 0857-23-6214 児童相談課 0857-23-6080

女性相談課 0857-23-6215 判定課 0857-23-6216

一時保護課 0857-23-6217 東部知的障害者更生相談所 0857-23-6218

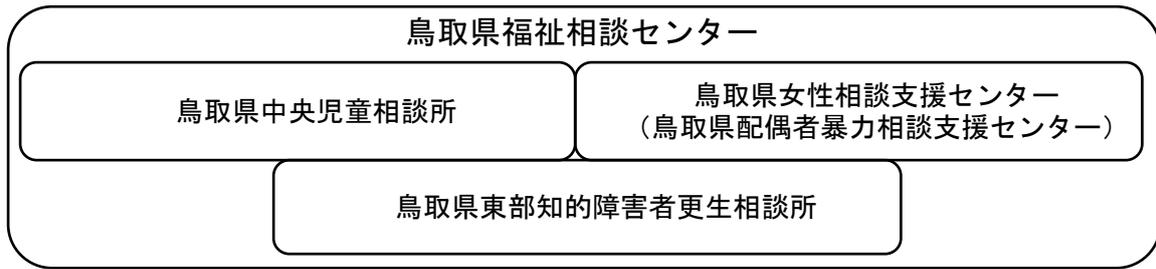
ファクシミリ 0857-21-3025

E-mail fukushisodan@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisoudan/>

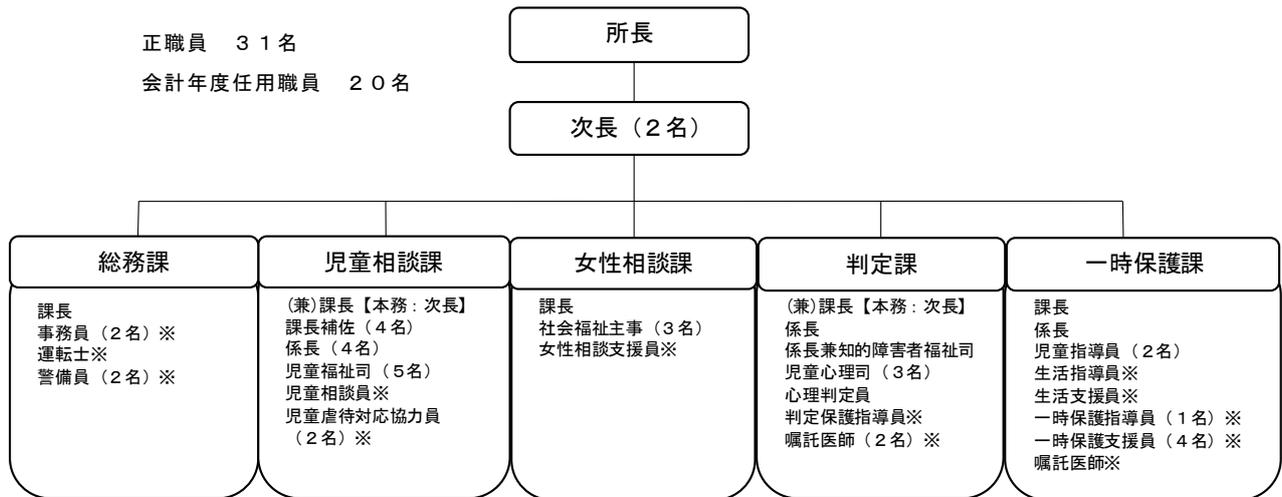
## 2 組織と業務

### (1) 機 構



### (2) 組織図 (令和6年4月1日現在)

育休中・派遣中の職員を除く。家庭支援課駐在職員を含む。



※は会計年度任用職員等

### (3) 各課の業務

#### 総務課

- ・総務事務、庁舎管理、センターの総合企画・調整、公用車の運行・管理

#### 児童相談課

- ・児童に係る相談、社会調査、措置・指導

#### 女性相談課

- ・困難な問題を抱える女性やDV被害者等に係る相談、情報提供、保護、援助

#### 判定課

- ・児童に係る心理判定
- ・心理治療等児童への治療指導、軽度の情緒障がい児治療
- ・知的障がい者に係る相談及び判定

#### 一時保護課

- ・児童の緊急一時保護、行動観察、生活指導
- ・暴力被害等女性の一時保護

### 3 管轄地域

機関名	管轄地域	管轄地域の概要
鳥取県中央児童相談所	鳥取県東部 (鳥取市、岩美郡、八頭郡)	面積 1,518.21 k㎡ 人口 224,492 人 世帯数 89,863 世帯 児童数(18歳未満) 33,890 人
鳥取県女性相談支援センター	鳥取県全域	面積 3,507.14 k㎡ 人口 553,407 人 (男性 264,432 人) (女性 288,975 人) 世帯数 219,742 世帯
鳥取県東部知的障害者更生相談所	鳥取県東部 (鳥取市、岩美郡、八頭郡)	面積 1,518.21 k㎡ 人口 224,492 人 世帯数 89,863 世帯 人口(18歳以上) 190,602 人

資料：令和5年全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）  
令和2年国勢調査（総務省統計局）

### 4 敷地、建物等の概要

#### (1) 構造等

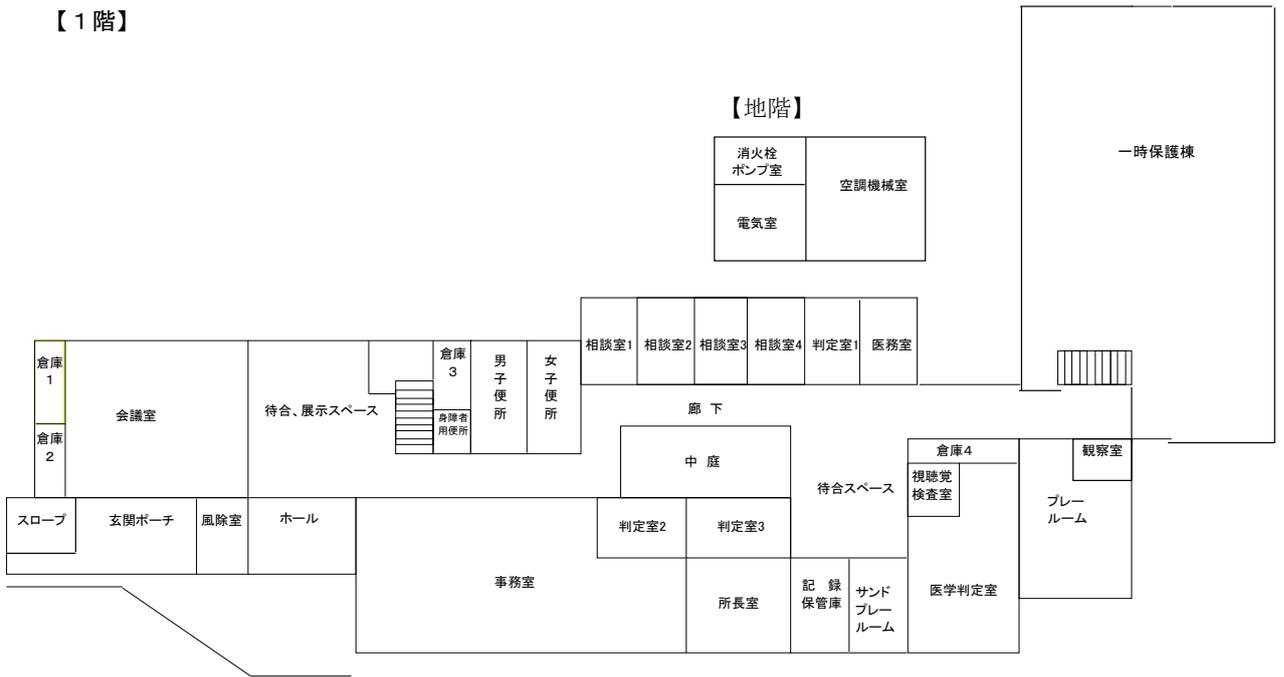
延敷地面積 6,851.66 m<sup>2</sup>（福祉相談センター及び県立精神保健福祉センター）

建物延面積 2,689.06 m<sup>2</sup>（同上）

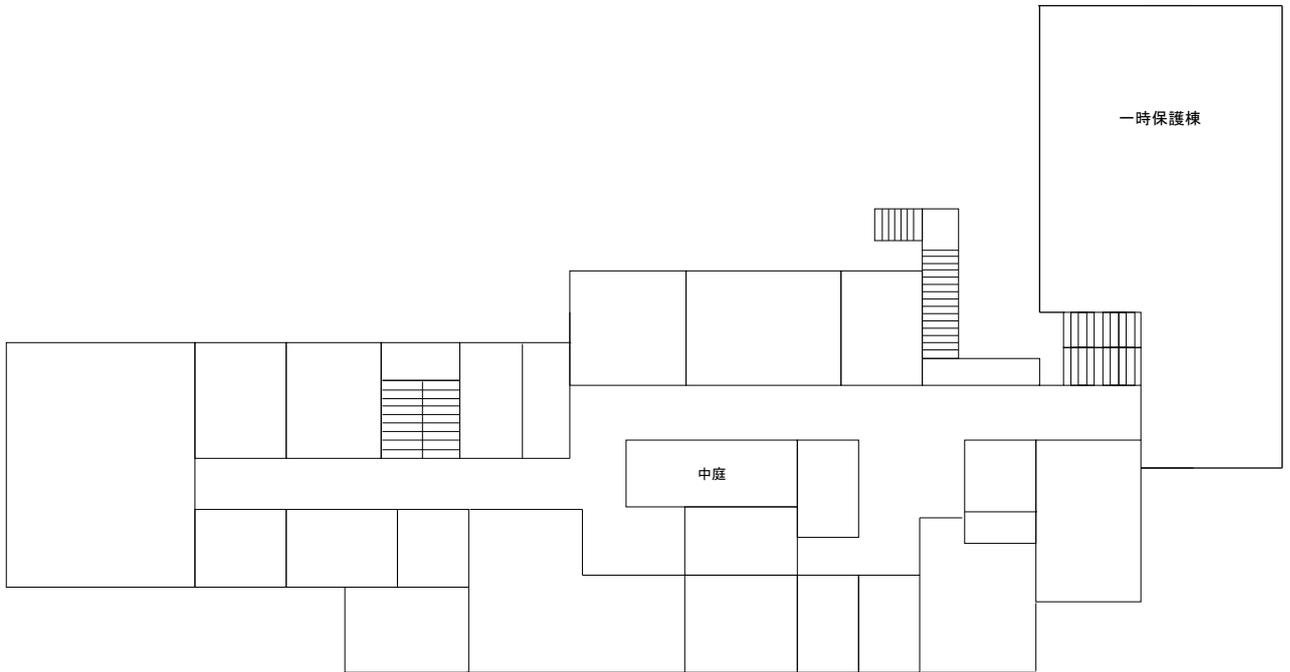
区分	用途	延面積
本館 (鉄筋2階建)	福祉相談センター	998.88 m <sup>2</sup>
	事務棟(1階) 所長室、事務室、相談室、判定室、 医務室、会議室、空調機械室、 電気室など	
	一時保護棟	545.88 m <sup>2</sup>
	小計	1,544.76 m <sup>2</sup>
県立精神保健福祉センター	事務棟(2階) 所長室、事務室、相談室、 集団療法室、心理検査室、 実習室、体育室など	972.80 m <sup>2</sup>
	合計	2,517.56 m <sup>2</sup>
別棟 (鉄筋平屋建)	福祉相談センター分	80.00 m <sup>2</sup>
	車庫	12.89 m <sup>2</sup>
	自転車置場	23.31 m <sup>2</sup>
	小計	116.20 m <sup>2</sup>
	県立精神保健福祉センター分	32.50 m <sup>2</sup>
	車庫	8.11 m <sup>2</sup>
自転車置場	14.69 m <sup>2</sup>	
小計	55.30 m <sup>2</sup>	
合計	171.50 m <sup>2</sup>	
総計	2,689.06 m <sup>2</sup>	

(2) 福祉相談センター平面図

【1階】



【2階】



〔参考〕 ～同じ庁舎内の「県立精神保健福祉センター」について～

県民の精神的健康の保持、増進を図ることを目的として、精神保健に関する諸問題に対応するとともに、精神障がい者の社会復帰を促進するための訓練、指導を行う中核機関です。

## Ⅱ 中央児童相談所の概要

児童相談所は、児童福祉の中核的専門機関として児童福祉法第12条の規定に基づき、18歳未満の児童を対象として、児童に関する相談に応じており、その内容により、調査、心理診断、医学診断等を行っています。

なお、こうした相談のほかに、施設入所、里親委託などいわゆる措置の機能とさらに必要に応じて児童を一時保護する機能を持っています。また、市町村への技術的支援を行っています。

※鳥取県内には中央・倉吉・米子の各児童相談所があり、中央児童相談所は、各所の調整や相談援助活動を円滑に行うため、県内の各児童相談所の実績について把握、連絡並びに情報提供、措置の調整等を行っています。

### 1 業務の概要

#### 相 談

児童に関する各般の問題について、家庭、その他からの相談に応じること

#### 調査・診断・判定

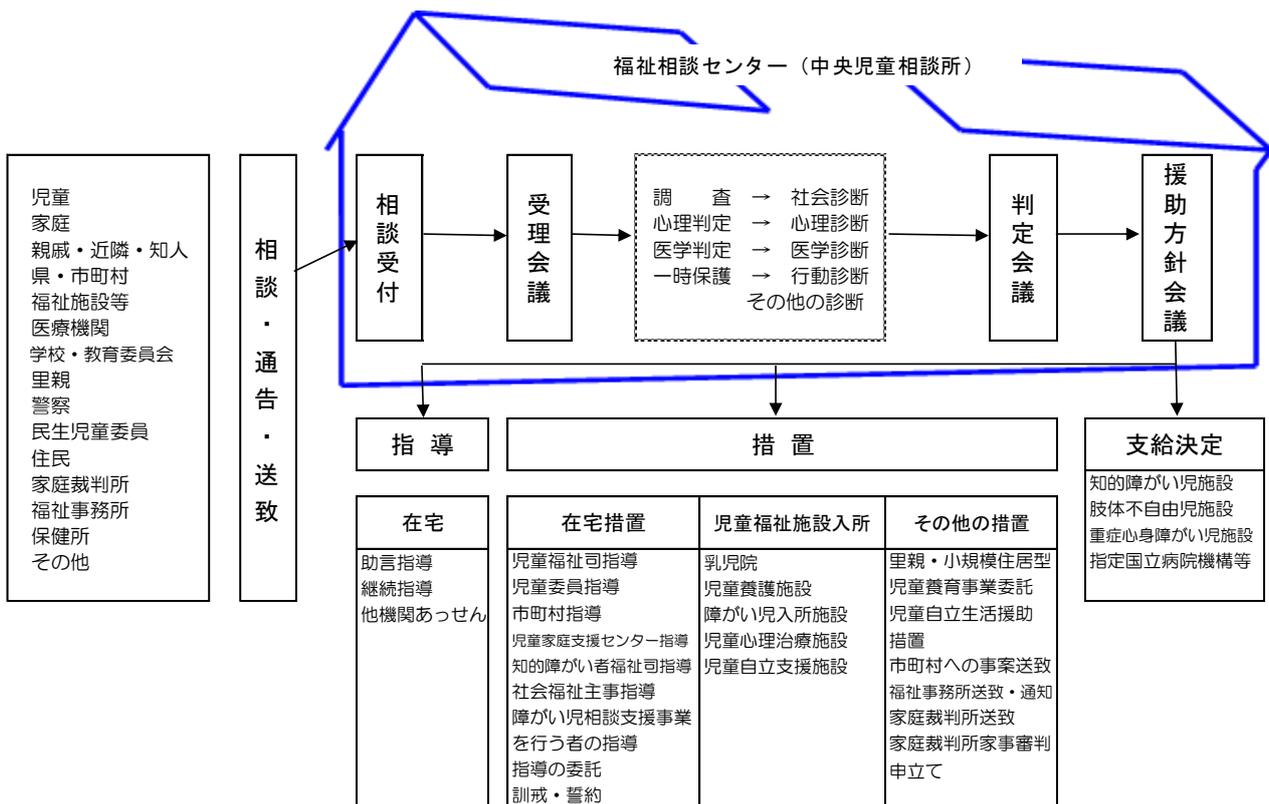
児童及びその家庭について、必要な調査及び医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行い、その改善について指導を行うこと

#### 指 導 ・ 措 置

児童やその家族に必要な指導を行い、必要に応じて児童を児童福祉施設等に入所させ、または里親等に委託して、その福祉を図ること

#### 一 時 保 護

児童の一時保護が必要と認められる場合に、一時保護を行うこと



児童相談所では受け付けた相談に対して、よりよい指導を行うための会議を開き、相談にかかる職員がそれぞれの資料を基に検討をします。

**受理会議**……………児童の問題について相談を受け付けると、調査や診断の方針や一時保護の要否を検討するなど、相談についてどのように対応するかを話し合います。

**判定会議**……………社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に検討し、援助方針案（具体的な援助の目的、方法など）を作成します。

**援助方針会議**……………判定会議の結果に基づき、児童をめぐる問題点を解決するのに最も好ましいと考えられる援助方針を児童・保護者の意向を尊重し、決定します。

## 2 相談の種類及び内容

相談の種類	内容	統計分類
養護相談	児童虐待相談並びに保護者の病気、死亡、家出、離婚等により家庭で養育が困難になった児童や遺棄、迷子等の相談	児童虐待相談 その他の相談
保健相談	未熟児、虚弱児、その他の疾患等を有する児童の相談	保健相談
障がい相談	肢体不自由、知的障がい、発達障がい等を有する児童の相談	肢体不自由相談 視聴覚障がい相談 言語発達障がい等相談 重症心身障がい相談 知的障がい相談 発達障がい相談
非行相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のく犯行為、窃盗、傷害、恐喝、シンナー吸飲等の触法行為等の相談	く犯等相談 触法行為等相談
育成相談	保育所、幼稚園、学校等、児童の集団生活における生活行動上の問題（不登校、怠学）についての相談 児童の生活（わがまま、反抗、強情、内気、不活発）等についての相談 学業不振、進学適性、職業適性等についての相談 しつけ、教育、遊び等についての相談	性格行動相談 不登校相談 適性相談 育児・しつけ相談
その他の相談	その他、里親等の相談	その他の相談

### 3 指導、措置の種類及び内容

指 導	在 宅	助 言 指 導	1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる児童、保護者に対して行う指導
		継 続 指 導	複雑・困難な問題を抱える児童、保護者等を一定期間児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により継続的に行う指導（治療）
		他 機 関 あ っ せ ん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、児童、保護者の意向を確認し、適切な機関を紹介
措 置	在 宅	児 童 福 祉 司 指 導	複雑・困難な家庭環境に起因する問題を有する等、処遇に専門的な知識や技術を要する児童に対して、児童福祉司が定期的に家庭や学校、地域等を訪問したり、必要に応じて通所させる等の方法で継続的に行う指導
		児 童 委 員 指 導	問題が家庭環境にあり、主任児童委員、児童委員による家庭内の人間関係の調整や経済的援助等により解決すると考えられる場合について指導を委託
		市 町 村 指 導	児童や保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、児童の身近な場所において子育て支援事業を活用するなどして、継続して寄り添った支援が必要と考えられる場合に、行政処分としての指導措置を市町村に委託
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により、児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対し、児童、保護者等に同意を得た上で行う指導委託
		知的障がい者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障がいに関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、必要に応じて福祉事務所経由により在宅指導を委託
		障がい者等相談支援事業を行う者による指導	障がい児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障がい児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う指導
		訓 戒 、 誓 約	児童又は保護者に注意を喚起することにより問題の再発を防止できる見込みのある場合に行う（必要に応じ誓約書を提出させる）。
	児 童 福 祉 施 設 入 所 指 定 医 療 機 関 委 託	家庭で児童の養育が困難な場合、また長期にわたって専門的な指導が必要な場合、児童の状態により適切な施設を紹介し、入所させる。	
	そ の 他 の 措 置	里 親 ・ 小 規 模 住 居 型 児 童 養 育 事 業 委 託	施設よりも一般の家庭環境の中で養育させるのが適当と認められる養護児童を登録された里親や小規模住居型児童養育事業者へ養育委託する。
		児 童 自 立 生 活 援 助 措 置	義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない児童等を対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与する。
		福 祉 事 務 所 送 致 等	児童（15歳以上）の成人施設への入所や助産施設、母子生活支援施設、保育所入所措置の必要な場合、又は児童や保護者等を知的障がい者福祉司、社会福祉主事に指導させる必要がある場合に送致、報告、通知を行う。
		家 庭 裁 判 所 送 致	児童を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合（法第27条第1項第4号）や児童への拘束や強制が必要な場合（法第27条の3）に行う。
		家 庭 裁 判 所 家 事 審 判 申 立 て	児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認（法第28条）や親権喪失宣告の請求、後見人選任・解任の請求を行う。

## 4 相談業務の状況

### (1) 相談等業務

#### 相談受付・調査

児童に関する問題について、児童、家族、学校等からの相談や福祉事務所、警察等の関係機関からの通告・送致を受け付けます。受け付けた相談等について、児童・保護者等の状況や事態を把握し、必要な処遇を判断するために、調査等各診断を行います。

調査は、児童福祉司や相談員等が中心となり、児童の家庭環境、所属集団の状況、生活歴、現況等について、面接（所内・訪問）、電話、関係機関への照会などにより行います。

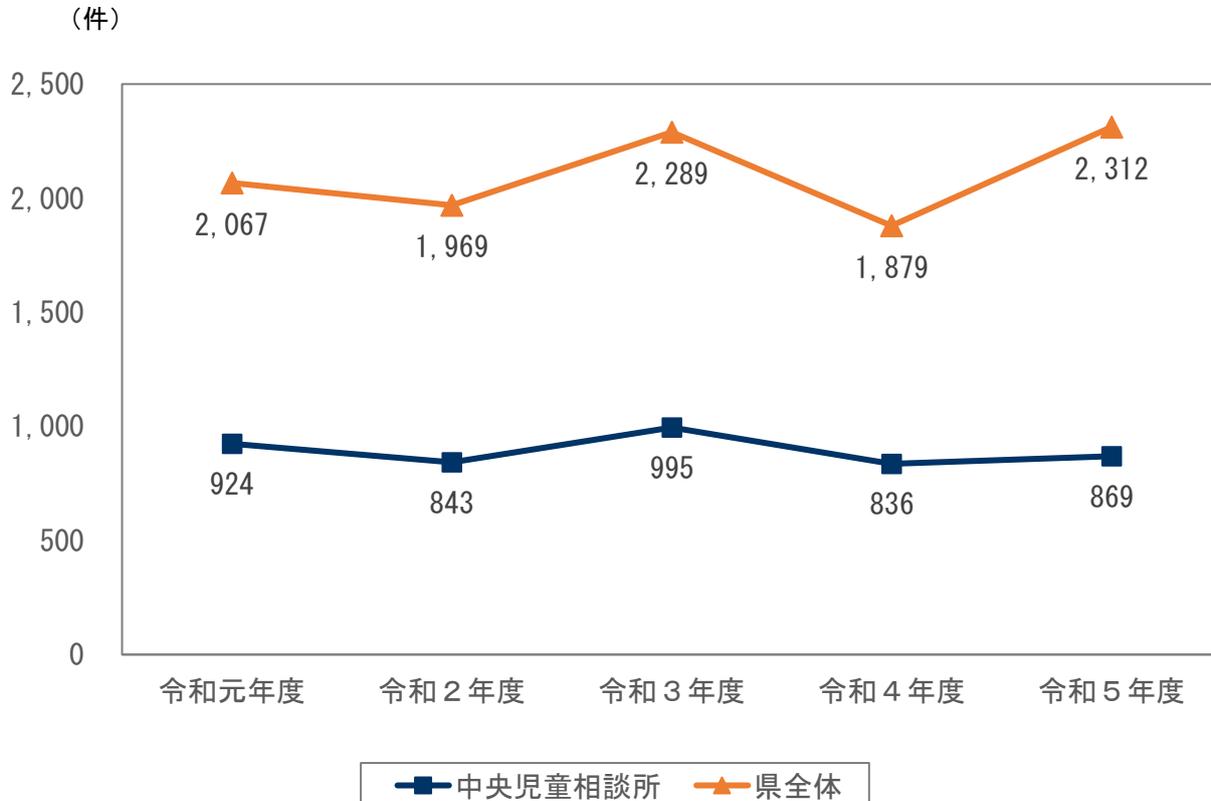
#### 指導・措置等

調査結果から導き出された社会的診断に加え、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に判断し、児童に関わる問題の解決に最も効果的と考えられる処遇指針を決定します。これにより、児童及び保護者等への指導（助言指導・継続指導・他機関あっせん等）や、児童の児童福祉施設等への入所又は通所、里親への委託、児童福祉司指導等の措置を行います。

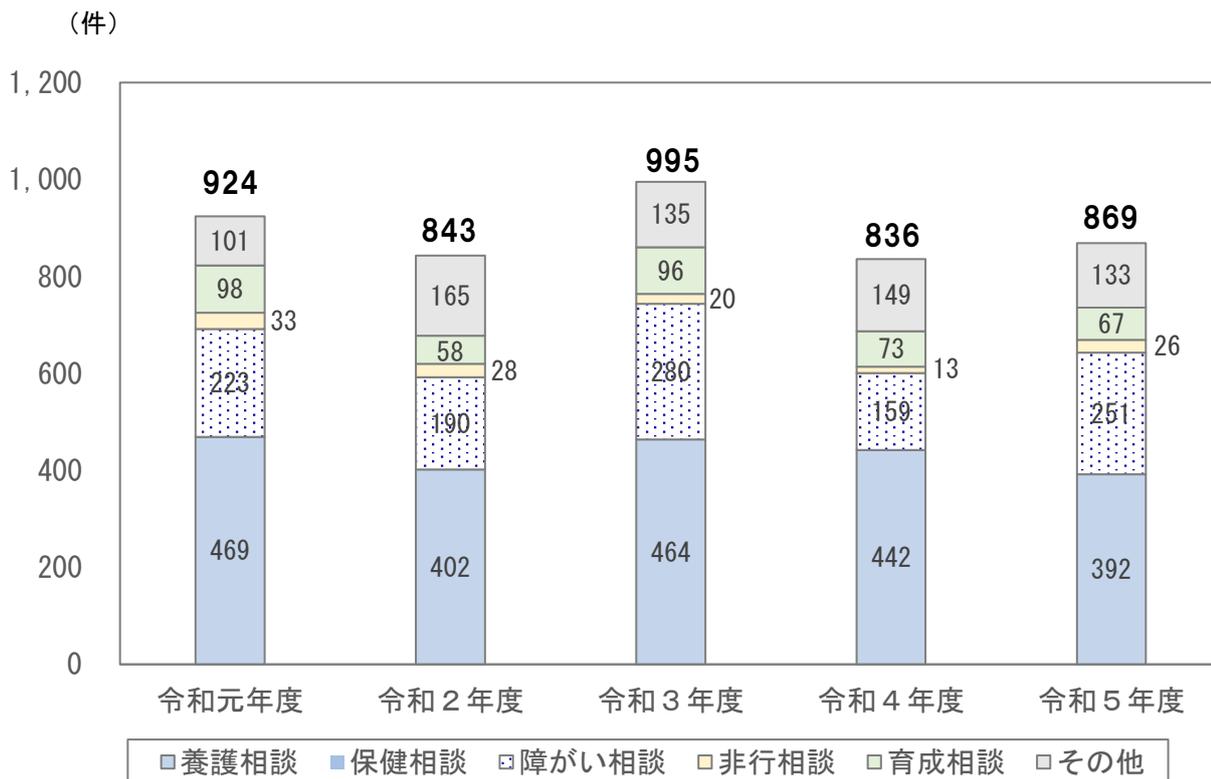
### (2) 相談受付状況

〔相談受付件数〕 総件数 8 6 9 件（県全体 2, 3 1 2 件）

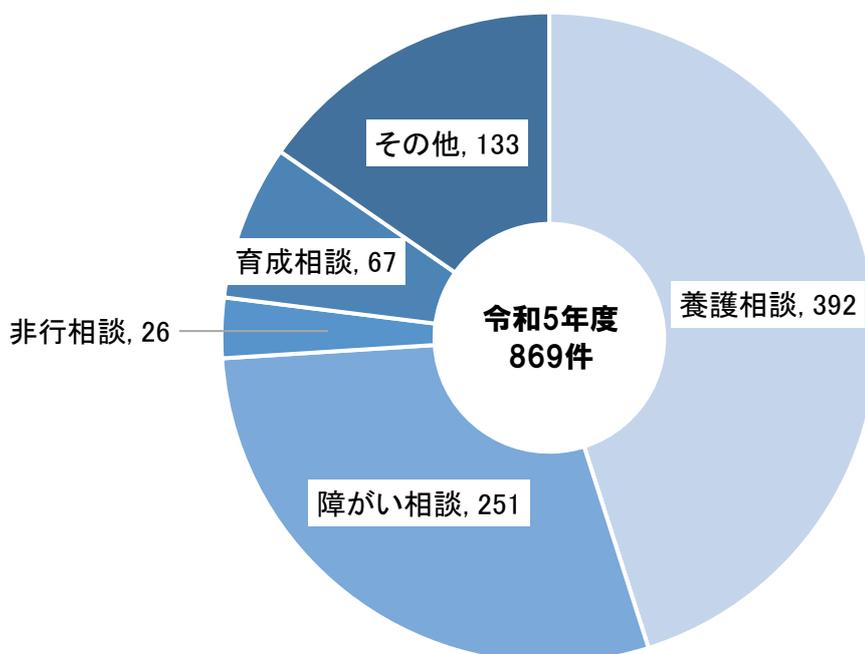
〔相談受付件数の推移〕



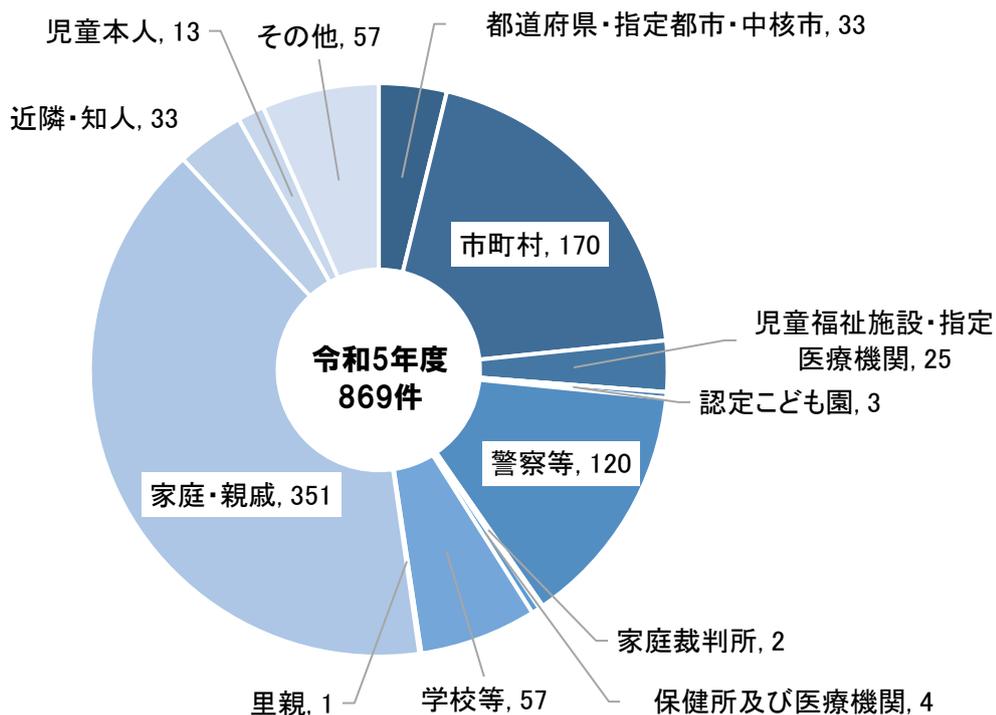
〔相談の種別件数推移〕



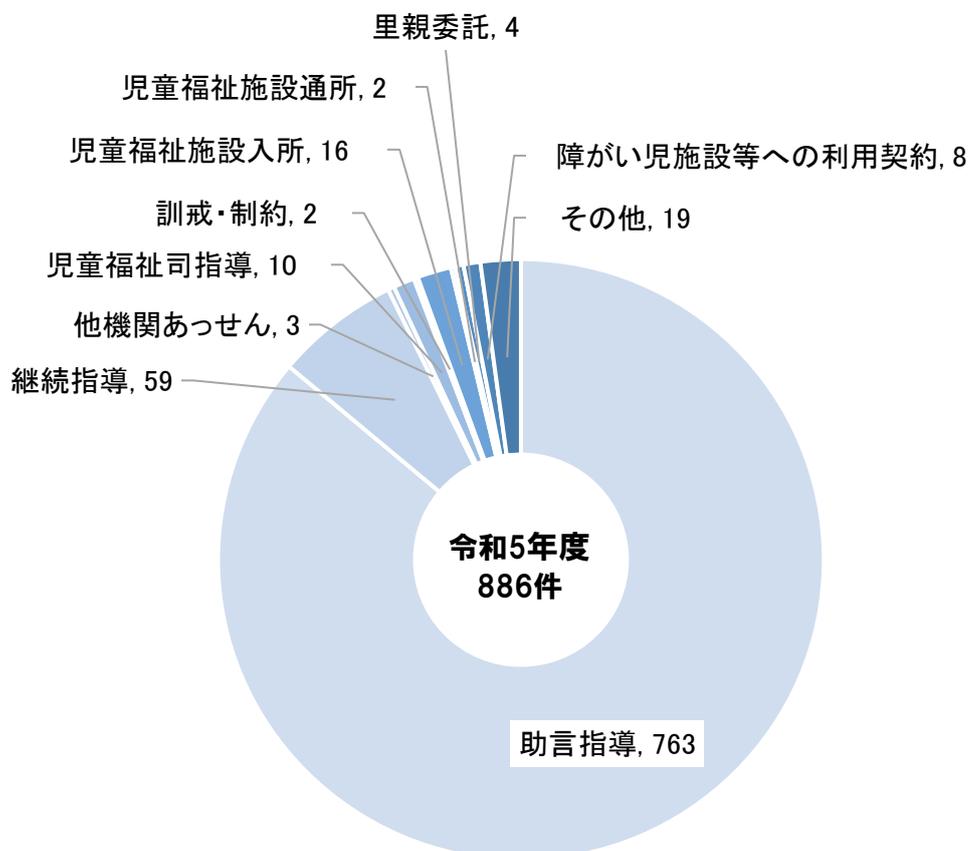
〔相談の種別件数〕



〔経路別相談件数〕



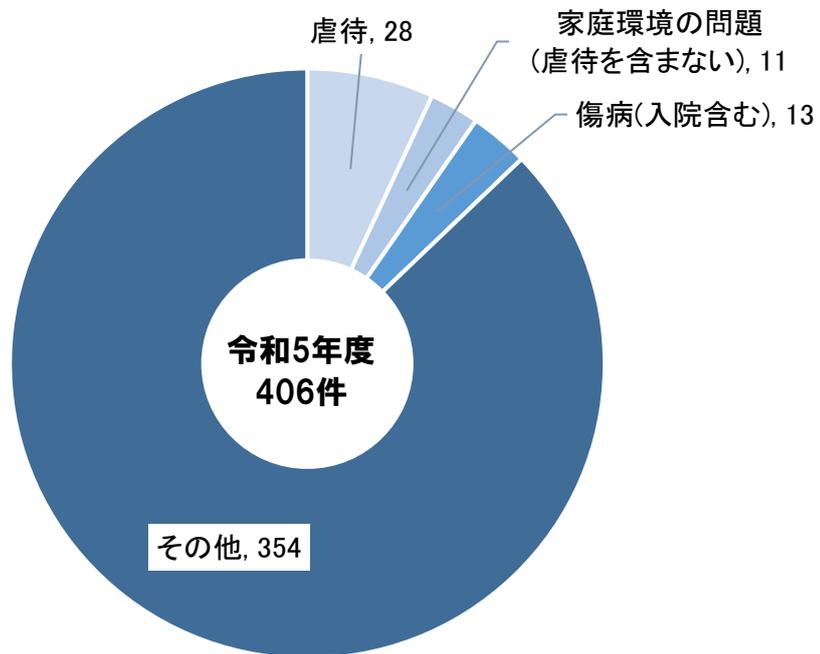
(3) 指導、措置の状況



※受付件数と処理件数が一致しないのは、相談の処理が年度をまたがってなされるものがあるため。

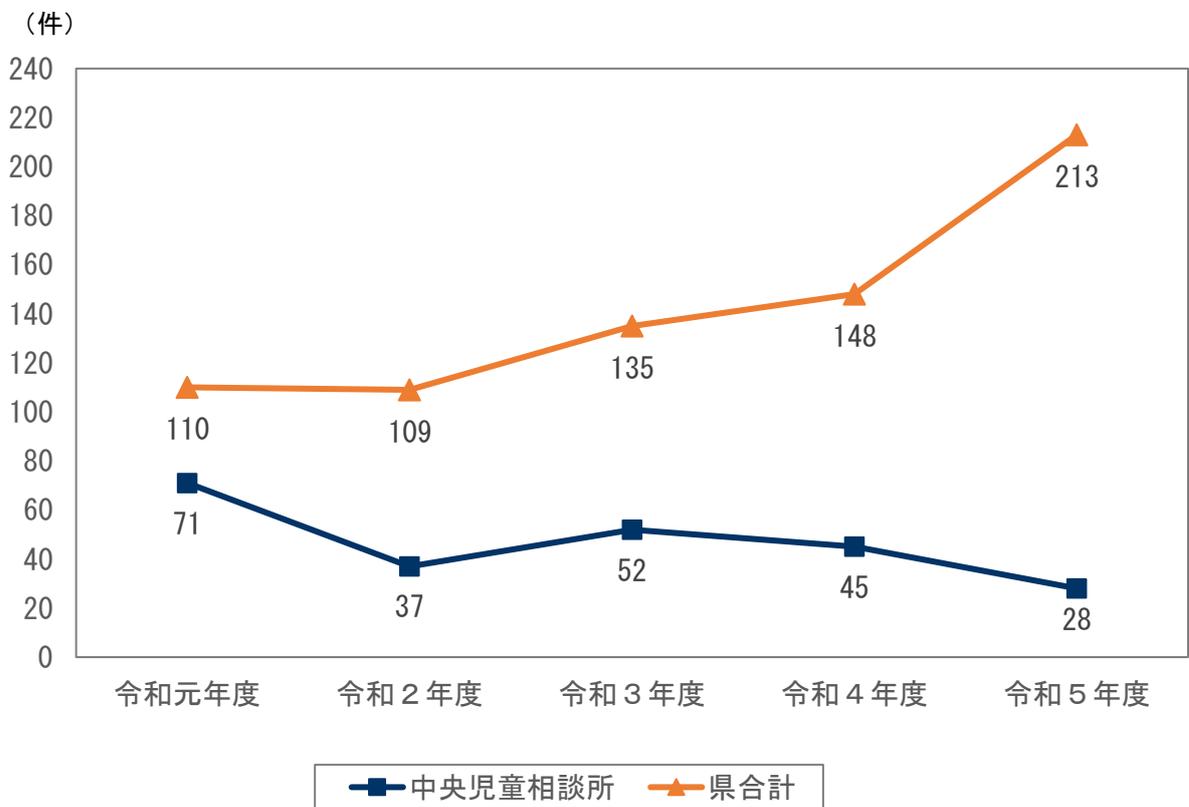
## 5 各相談の状況

(1) 養護相談理由別件数（令和5年度中に処理をしたもの）

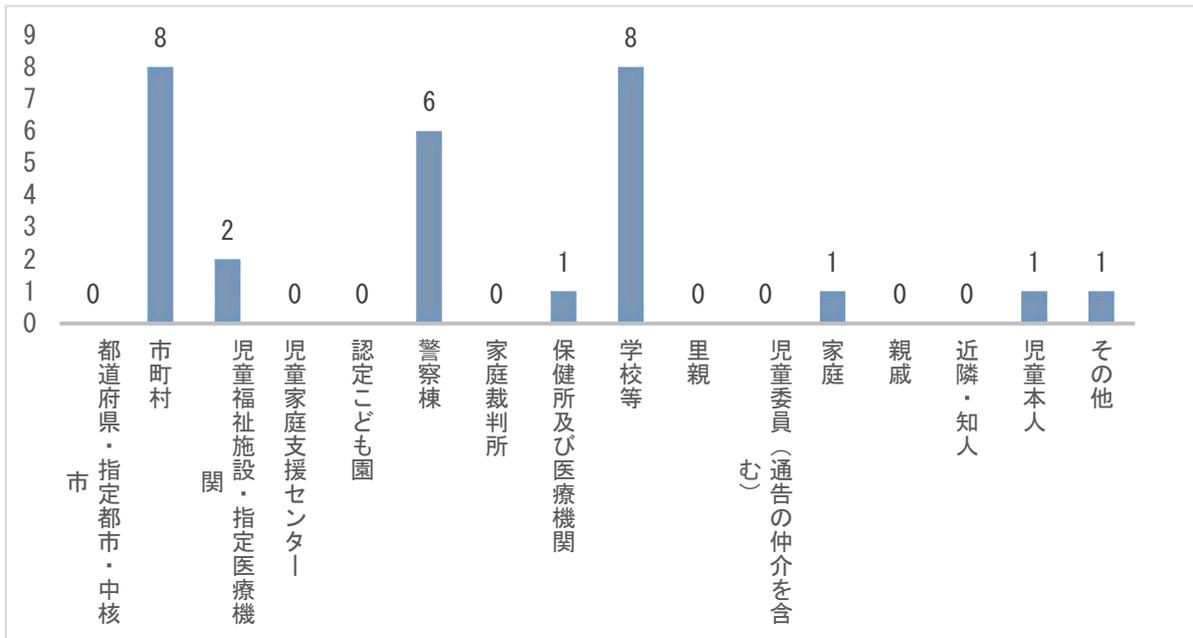


(1) - 2 虐待相談の状況

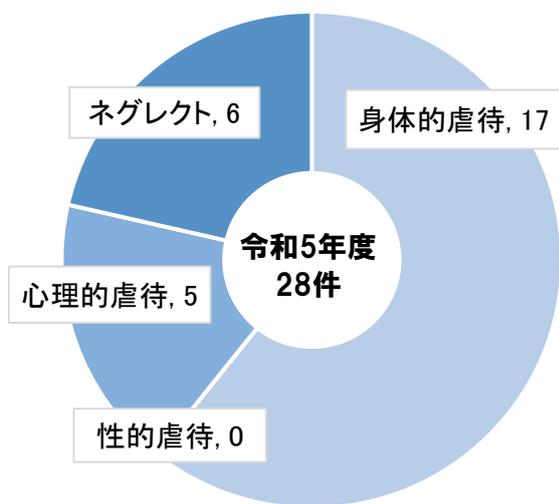
[虐待相談件数の推移]



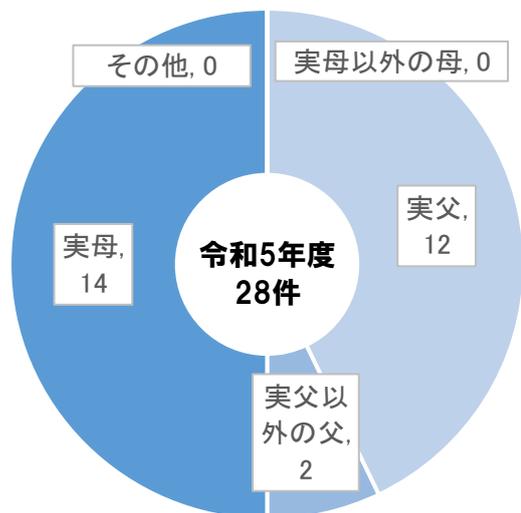
〔経路別虐待相談件数〕



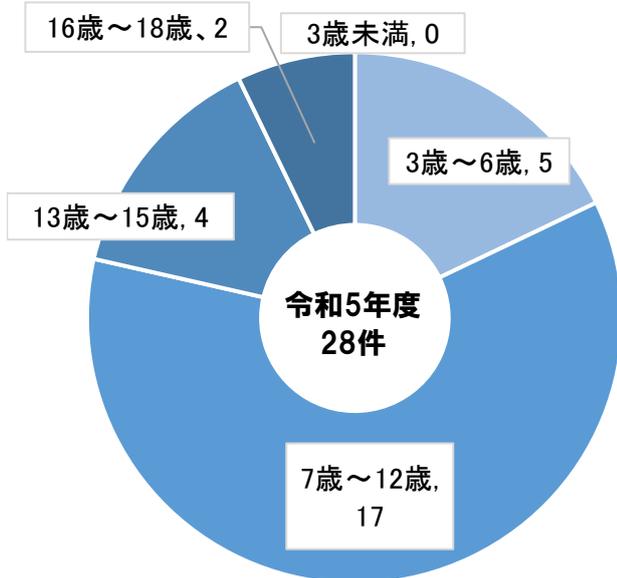
〔虐待の種別〕



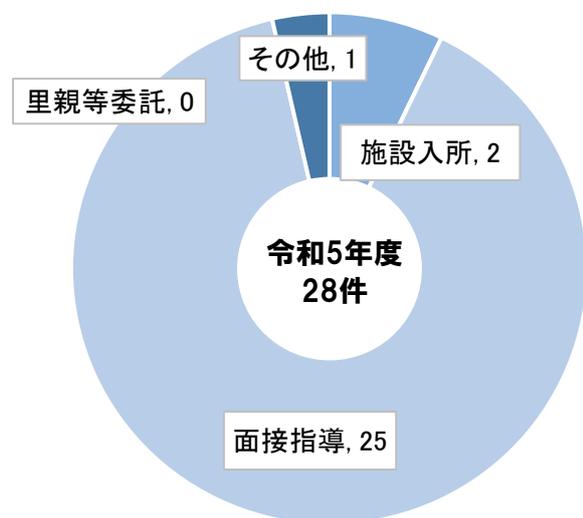
〔主たる虐待者〕



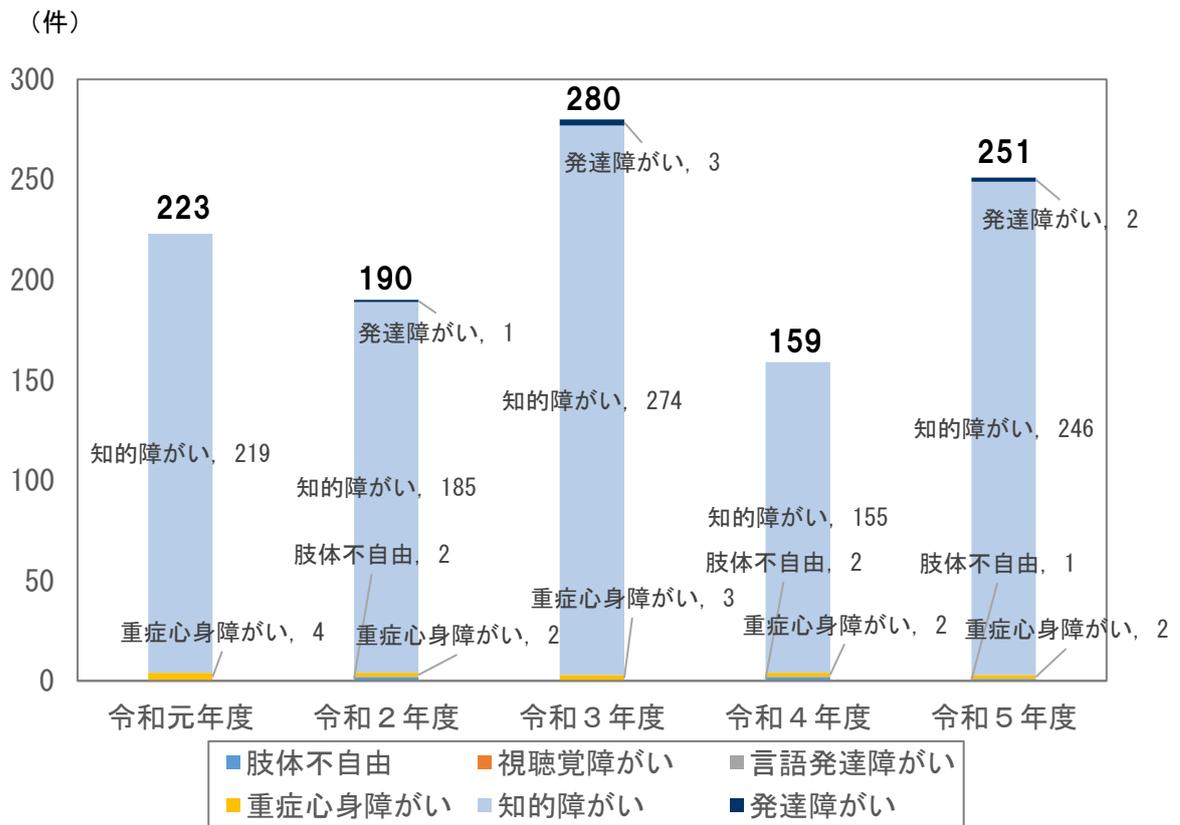
〔被虐待児の年齢〕



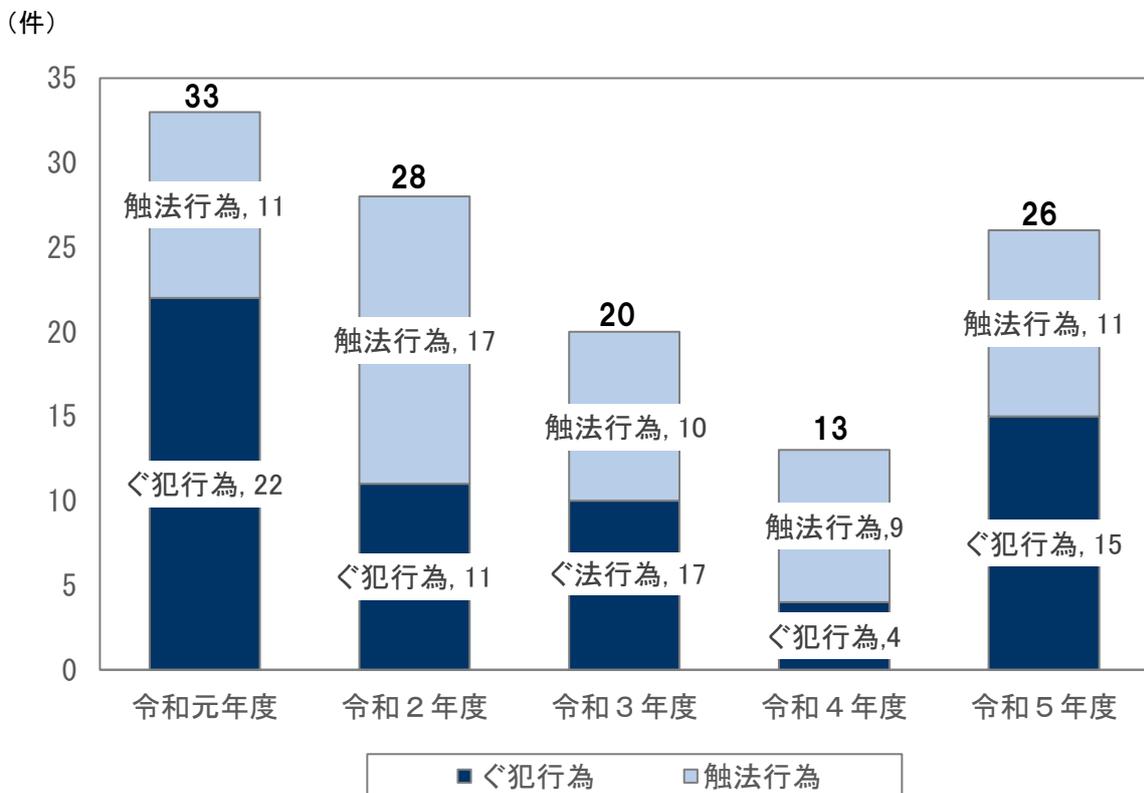
〔虐待相談処理〕



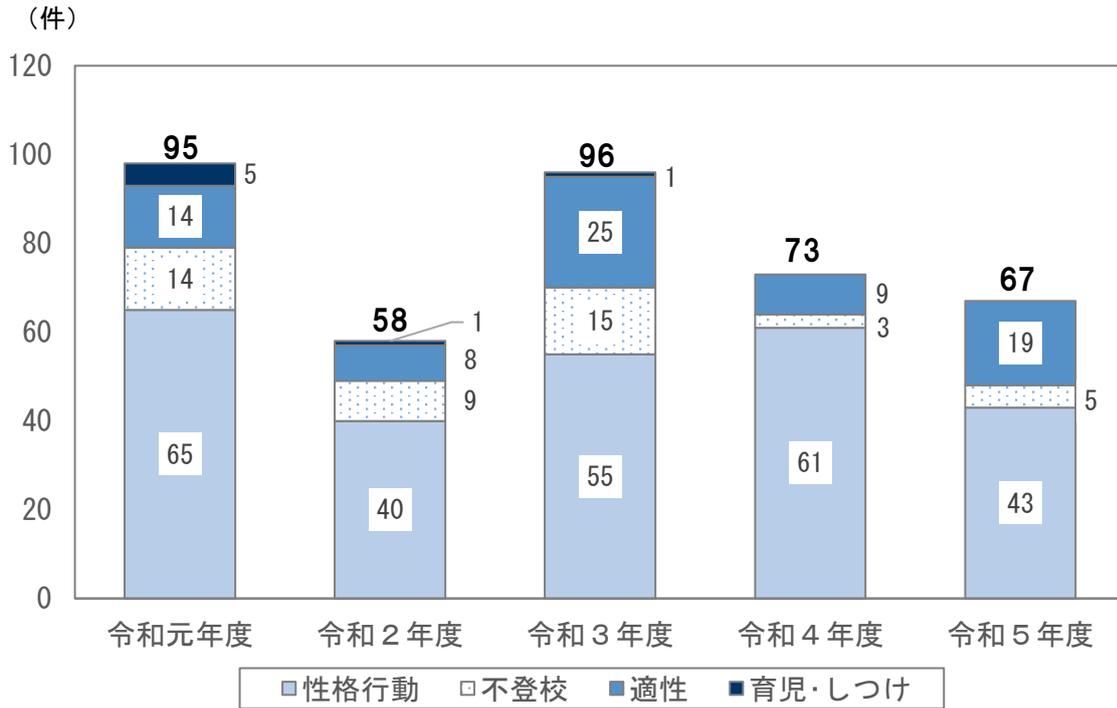
(2) 障がい相談



(3) 非行相談



(4) 育成相談



【年齢区分別相談受付件数】

(件)

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	合計	
養護	児童虐待	0	0	0	2	0	1	2	1	5	2	5	2	3	0	0	2	1	0	0	26	
	その他	18	14	27	24	23	7	14	25	21	31	22	20	27	29	18	13	11	21	1	366	
保健		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
障がい	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	視聴覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障がい	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	知的障がい	0	3	0	13	12	15	19	13	23	11	11	10	24	6	21	18	23	14	10	246	
発達障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	
非行	＜犯行為	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	6	4	2	0	0	0	15	
	触法行為	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	2	3	0	0	0	0	0	11	
育成	性格行動	0	0	1	0	0	0	0	3	2	4	3	8	4	8	5	4	1	0	0	43	
	不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	1	0	0	5	
	適性	0	1	0	0	0	0	2	2	0	0	2	4	0	0	4	2	0	1	1	19	
	育児・しつけ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		4	6	6	4	4	7	6	2	8	7	6	5	7	4	6	8	12	8	23	133	
合計		22	25	34	44	39	30	44	46	61	56	50	55	69	56	58	49	50	45	36	869	

【経路別相談受付件数詳細】

(件)

区 分	都道府県・指定都市・中核都市				市 町 村			児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所・医療機関		学校等			里 親	児 童 委 員 会	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計		
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保 育 所	児童福祉施設					指定医療機関	保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校								教育委員会等	
児童相談	男	13	0	0	2	4	0	0	92	2	13	0	0	1	67	1	0	2	0	33	0	0	0	200	15	8	33	486
	女	17	0	0	1	2	0	1	71	3	7	0	0	2	53	1	0	2	0	22	2	1	0	151	18	5	24	383

【相談区分別相談処理件数】

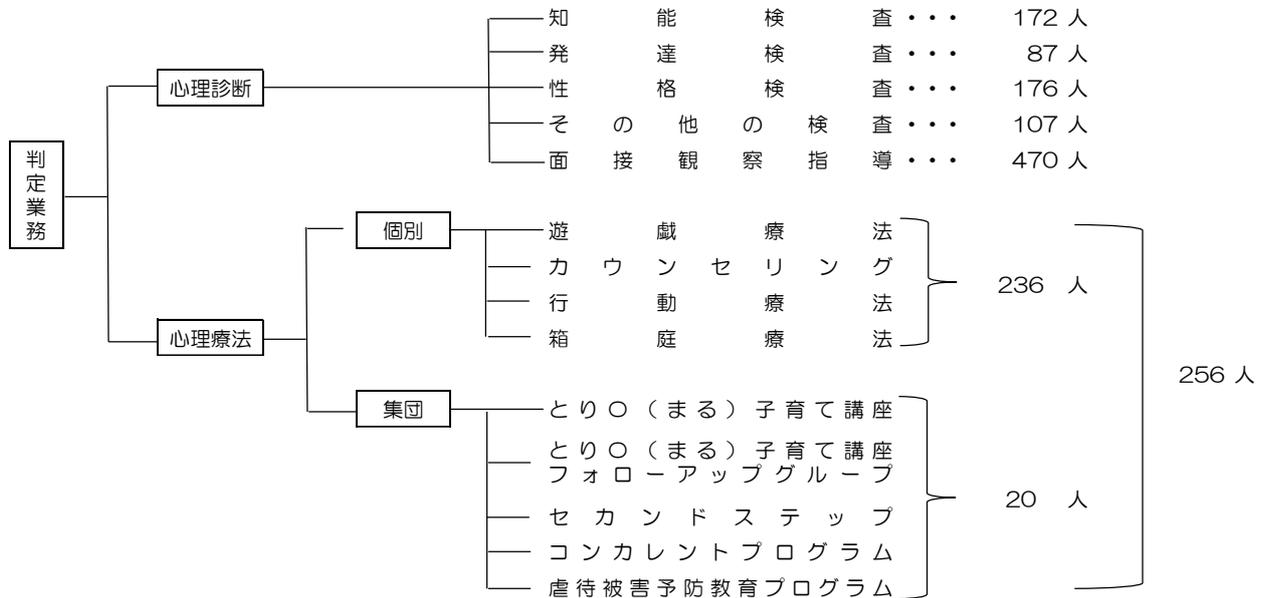
(件)

		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村指導委託	市町村送致	通知	福祉事務所送致又は訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致27条の4	用契約	障がい児施設への利用	その他	合計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	27条の3	家庭裁判所送致							
養 護	児童虐待相談	9	16	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	28
	その他の養護相談	319	27	2	3	0	0	0	0	0	0	12	0	1	0	4	0	0	10	378	
	保健相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
障 がい	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	視聴覚障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	言語発達障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	重症心身障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	知的障害相談	240	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	246
	発達障がい相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
非 行	＜犯行為相談	11	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
	触法行為相談	3	0	0	5	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11
育 成	性格行動相談	32	13	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	47
	不登校相談	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5
	適性相談	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
	育児・しつけ相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他相談	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	132	
	合計	763	59	3	10	0	0	0	0	0	2	16	0	2	0	4	0	8	19	886	

## 6 判定業務の状況

### (1) 判定業務

判定業務は、主に心理診断と心理療法があり、相談を受けた児童や保護者等の心理検査や面接を行っています。その他に、療育手帳の判定、知的障がいに係る特別児童扶養手当受給に必要な診断や巡回相談なども行っています。



【注1】とり〇(まる)子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～講座：暴力や暴言を使わずに、子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す養育プログラム。

【注2】セカンドステップ：子どもがさまざまな場面で自分の感情を言葉で表現し、対人関係や問題を解決する能力と怒りや衝動をコントロールできるよう社会的スキルを身につけるためのプログラム。

### (2) 1歳6か月児精密健康診査・3歳児精密健康診査

児童の精神発達精密健康診査は、幼児期初期から心身の障がいを早期に発見、療育し、幼児のすこやかな成長を促進することを目的として市町からの通告を受け実施しています

区分	回数	人員
1歳6か月児精密健康診査	0回	0人
3歳児精密健康診査	0回	0人

### (3) 障がいについての判定・診断・証明

特別児童扶養手当、療育手帳等の判定、証明を行っています。

区分	特別児童扶養手当診断			療育手帳等の判定・証明			その他
	診断・判定	証明	計	交付	再判定	計	
件数	0件	43件	43件	62件	83件	145件	47件

### (4) 医学判定

必要と認められる場合は、小児科医や精神科医による診断を行います。

## 7 一時保護業務の状況

### (1) 一時保護業務

家庭内での養育困難、家出、被虐待などの児童を、一時保護所での一時保護、行動観察、短期入所指導を行うほか、児童福祉施設・里親等への一時保護委託を行っています。

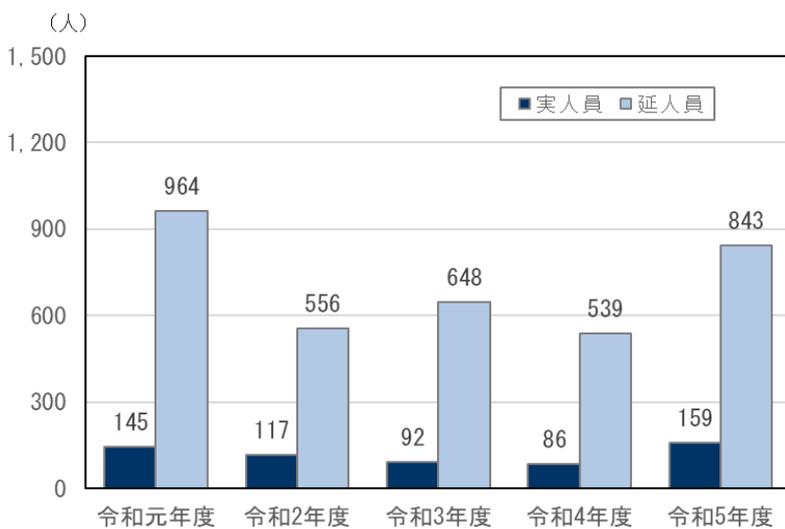
一時保護を行う必要がある場合は概ね次のとおりです。

**緊急保護**……虐待等により児童を家庭から一時的に引き離す必要がある場合、家出や非行等により児童を保護する必要がある場合

**行動観察**……適切な援助方針を決めるために、十分な行動観察、生活指導を行う必要がある場合

**短期入所指導**……短期間の生活指導、心理療法等が有効と判断され、児童の性格、環境等の条件により他の方法による援助が困難又は不相当と判断される場合

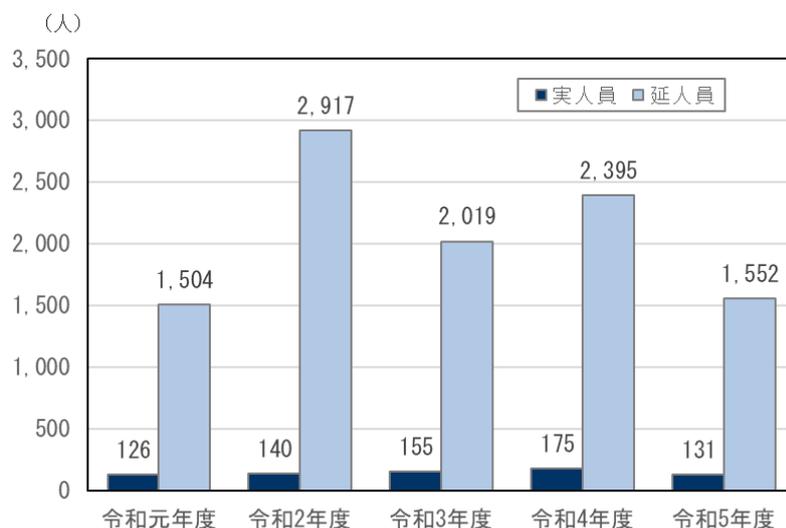
### (2) 一時保護児童数推移



相談区分別内訳（令和5年度）

区分	実人員	延人員
虐待	29	149
その他養護	24	360
障がい	0	0
非行	87	166
育成	19	168
保健・その他	0	0
計	159	843

### (3) 一時保護委託児童数推移



相談区分別内訳（令和5年度）

区分	実人員	延人員
虐待	24	246
その他養護	103	1,291
障がい	1	5
非行	0	0
育成	3	10
保健・その他	0	0
計	131	1,552

## 8 各種事業の状況

### (1) 巡回相談

#### ア 育成巡回相談

遠隔地からの相談者に広く利用してもらうため、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

#### イ 知的障がい児巡回相談

知的障がい児の発見、指導のために、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

### (2) 児童虐待防止対策

#### ア 児童虐待防止対策事業

児童虐待が増加する中、児童虐待の予防、早期発見、早期対応など児童虐待防止対策をより充実させるため、関係機関の連携・啓発活動などを実施しています。

##### (ア) 関係機関との連携

- ・東部圏域関係機関と児童虐待防止に係る連絡会を開催しています。
- ・児童虐待等の通報対応について警察及び司法関係機関との会議を開催し実務のあり方や連携について協議を行っています。

##### (イ) 市町との連携

- ・各市町が設置する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の代表者会議、実務者会議、個別支援会議に随時職員を派遣し児童相談所と連携を図っています。
- ・市町別に要対協の実務者会議において、市町児童家庭相談担当課及び保健センター等関係機関との情報共有を図っています。

##### (ウ) 鳥取県弁護士会との連携

児童相談所は、児童虐待等について保護者への支援を行っていますが、保護者が拒否する場合、法的根拠に基づいた介入を必要とする事案があります。そういった事案に対応するため、鳥取県弁護士会と「児童福祉等に係る弁護士総合相談援助事業に関する協定書」を締結し、弁護士の協力を得て適切な法的解決を図っています。

##### (エ) 出前相談（虐待等に関する講演等）

地域住民、民生児童委員、市町村職員、教員、施設職員、保育士、県職員等を対象に出前相談及び虐待に関する講演を行い、虐待の発見時の通告や保護者対応等について啓発を行っています。

#### イ 児童相談所職員研修

##### (ア) 新規採用職員及び新任職員研修

児童相談所に新規採用となった職員や新任職員を対象に主に児童相談所の業務や児童相談所運営指針についての研修を行っています。

- 1 日時 令和5年4月5日（水）
- 2 内容 児童相談所運営指針を基本とした児童相談所業務の概要

(イ) とり〇(まる) 子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～講座

児童相談所職員を対象に行いました。

(実施回数 11 回、実参加人員 11 人、延べ参加人員 32 人)

※とり〇(まる) 子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～講座：暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す養育プログラム。

(3) 福祉相談センター子育てグループカウンセリング事業

〔目的〕近年の子育て環境の諸課題への対応の一助として、子育て中の保護者等を対象としたグループカウンセリングを実施することで、当該保護者等の不安の軽減を図るとともに、市町等の自治体と連携することで地域の子育て支援スキルの向上を図ることを目的としています。

〔対象者〕(1) 保護者等

児童福祉法に規定する保護者の他、児童福祉施設職員・里親等、子育て中の者で監護する児童の養育上の課題のために子育てに不安を持っている方。

(2) 児童

前項の保護者等が監護する児童。

〔実績〕

	回数	実人員	延人員
① とり〇(まる) 子育て個別講座	9	3	12
② 鳥取市職員向けちはっさく養成講座	5	3	15
③ ちはっさく里親向け講座	9	12	48
④ ちはっさく里親・児童養護施設職員向け講座	1	22	22
⑤ とり〇(まる) 子育てフォローアップグループ	3	8	8
⑥ 児童養護施設セカンドステップ	4	4	16
⑦ セカンドステップ個別講座	10	2	10
⑧ コンカレントプログラム	0	0	0
⑨ 一時保護児童被害予防心理教育	5	5	5
⑩ 性問題行動治療教育個別プログラム	3	1	3

※⑧コンカレントプログラムは適当と認められる候補者がおらず、開催していない。

(4) こども電話相談事業

育児、しつけ、言葉のおくれ、不登校、喫煙、性の悩み、異性問題、いじめ等の問題について保護者、本人等からの相談に専門の相談員が応じています。

相談種別

(件)

養護	保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 が い	言 語 発 達 知 障 が い	重 症 心 身 障 が い	知 的 障 が い	発 達 障 が い	ぐ 犯	触 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計
130	0	0	0	0	0	1	1	5	0	14	1	2	0	116	270

相談者別 (件)

家族・親族	本人	その他	計
96	9	165	270

処理状況 (件)

電話で助言指導 (来所指示含む)	他児相紹介	他機関紹介	その他	計
268	0	0	2	270

(5) ヤングケアラー支援

鳥取県では、ヤングケアラーやその家族の方などに向けた相談や啓発に係る複数の事業を行っています。(39ページの鳥取県ヤングケアラー支援サイト参照)

児童相談所においては、令和4年4月から相談員を配置し、相談窓口を設置して相談を受け付けています。また、ヤングケアラーに関する研修講師の派遣もしています。

(6) 里親

里親制度は、保護者がいないなど、やむを得ない事情で家庭で生活することができない児童を、あたたかい愛情と正しい理解を持って家庭の中で養育するために、里親に委託する制度です。

里親とは、上記の児童を養育することを希望する方で、知事が適当と認定し、登録された方のことであり、児童相談所では里親登録のための申請受付・調査等や里親の育成、児童の里親委託などを行っています。

里親には、「養育里親」「専門里親」「養子縁組によって養親となることを希望する里親」「親族里親」という種類があります。そのうち、専門里親は、虐待を受けた児童に対してより専門的な技術・知識をもって養育を行う里親として、その役割が特に期待されています。

また、里親主体の活動の場として、県内では東中西部に各里親会が結成されており、研修会や児童福祉施設入所児童との交流会等が実施されています。また、鳥取県では、平成16年度から、施設入所児童が一時的に里親宅で生活する「家庭生活体験事業」を実施しており、里親は、施設入所児童に家庭生活を体験する場を提供できる貴重な存在となっています。

里親登録状況

区 分	R4年度末登録数 (R5.3.31 現在) a	年 度 内		R5年度末登録数 (R6.3.31 現在) a + b - c
		新規登録 b	登録解除 c	
養 育 里 親	36	2	2	36
専 門 里 親	4	0	1	3
親 族 里 親	2	1	0	3
養子縁組里親	14	3	2	15

### 児童の里親委託状況

区分	R4	新規・措置変更			措置解除・措置変更									R5
	年度 末委 託児 童数	児童福祉施設	家庭からの受託	その他	帰宅	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	入所 児童福祉施設に	他の里親に委託	その他	年度 末委 託児 童数
里親委託児童数	11	1	3	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	11
内訳	養育里親	7	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	5
	専門里親	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	親族里親	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	養子縁組里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### 委託児童年齢

区分	3歳未満	3～6歳	7歳以上	計
里親委託児童数	0	2	9	11
内訳	養育里親	0	2	3
	専門里親	0	0	2
	親族里親	0	0	4
	養子縁組里親	0	0	0

※上記は東部地区における数

9 県内児童福祉施設等入退所状況（中央児童相談所分）

施設名		入所定員 (R5.4.1)	前年度末 在籍者数 (R5.3.31)	年度内 入所	年度内 退所	入所児童数 (R6.3.31)	
県 内 施 設	鳥取こども学園乳児部	15	10	2	4	8	
	米子聖園ベビーホーム	20	0	0	0	0	
	鳥取こども学園	54	40	3	8	35	
	青谷こども学園	30	17	4	3	18	
	因伯子供学園	36	4	1	1	4	
	光徳子供学園	30	6	0	1	5	
	米子聖園天使園	42	0	0	0	0	
	松の聖母あすなろ園	14	7	1	3	5	
	県立皆成学園	45	3	3	1	5	
	県立総合療育センター入所部	25	1	0	1	0	
	県立総合療育センター (重症心身障がい児)	25	0	1	0	1	
	県立喜多原学園	36	1	3	2	2	
	独立行政法人国立病院機構鳥取医療セン タ	160	3	0	0	3	
	鳥取こども学園希望館	入所	30	9	0	4	5
		通所	15	6	2	4	4
里親委託・ファミリーホーム		16	4	5	15		
県外施設			0	1	1	0	
計		577	123	25	38	110	

10 県内児童福祉施設等一覧

施設		電話番号	郵便番号	所在地
種別	名称			
乳児院	鳥取こども学園乳児部	0857-22-4225	680-0061	鳥取市立川町 5-417
	米子聖園ベビーホーム	0859-29-5924	683-0841	米子市上後藤 4-2-36
児童養護施設	鳥取こども学園	0857-22-4206	680-0061	鳥取市立川町 5-417
	青谷こども学園	0857-85-0358	689-0511	鳥取市青谷町善田 31-1
	因伯子供学園	0858-22-2639	682-0854	倉吉市みどり町 3249
	光徳子供学園	0859-54-2550	689-3212	西伯郡大山町名和 1239-1
	米子聖園天使園	0859-29-4364	683-0841	米子市上後藤 4-2-36
福祉型障がい児入所施設	松の聖母あすなろ園	0857-30-7716	689-0206	鳥取市伏野 1558-12
	県立皆成学園	0858-22-7188	682-0854	倉吉市みどり町 3564-1
児童発達支援センター	鳥取市立若草学園	0857-28-1233	680-0947	鳥取市湖山町西 1-516
	米子市立あかしや	0859-29-2585	683-0851	米子市夜見町 330-3
医療型障がい児入所施設	県立総合療育センター	0859-38-2155	683-0004	米子市上福原 7-13-3
医療型児童発達支援センター	県立総合療育センター (通園部)	0859-38-2173	683-0004	米子市上福原 7-13-3
	県立鳥取療育園	0857-29-8889	680-0901	鳥取市江津 730
	県立中部療育園	0858-27-0781	682-0021	倉吉市上井 503-1
児童心理治療施設	鳥取こども学園希望館	0857-21-9551	680-0061	鳥取市立川町 5-417
児童自立支援施設	県立喜多原学園	0859-27-1101	689-3512	米子市泉 706
重症心身障がい児(者)入所棟	独立行政法人国立病院 機構鳥取医療センター	0857-59-1111	689-0203	鳥取市三津 876
自立援助ホーム	鳥取フレンド	0857-27-1198	680-0022	鳥取市西町 2-103
	鳥取スマイル	0857-23-4590	680-0022	鳥取市西町 3-417
	はればれ	0857-30-7533	680-0041	鳥取市掛出町 5-2
	ピアホーム	0859-31-5339	689-0052	米子市博労町 1-182-11
ファミリーホーム	来夢来人	0858-36-5071	689-2104	東伯郡北栄町弓原 391-1
	マザーズパーム	0859-53-3169	689-3333	西伯郡大山町唐王 689
	伊藤	090-1189-1369	683-0853	米子市両三柳 3053-7

### Ⅲ 女性相談支援センター（旧 婦人相談所）の概要

婦人相談所は、売春防止法（昭和31年法律第118号）（以下「旧売春防止法」という。）に基づき、「売春を行うおそれのある女子（要保護女子）」の転落未然防止と保護更生のために設置された機関でした。支援対象者が「女性であること」に着目した福祉的な支援のための施策は、旧売春防止法に基づく婦人相談所の設置や婦人相談員の配置等、婦人保護事業を中心に進められてきました。

社会情勢の変化により、女性の支援ニーズが多様化し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）（以下「DV防止法」という。）や「人身取引対策行動計画」（平成16年人身取引対策に関する関係省庁連絡会議決定）、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）等に基づいて、支援や保護を必要とする対象を拡大することにより、婦人保護事業の対象は、事実上、売春を行うおそれのある女子（要保護女子）以外にも拡大されてきました。

特に、ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある人やあった人から振るわれる暴力。以下「DV」という。）については、平成14年4月から、DV防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」の機能が付与され、配偶者等からの暴力被害者（以下「DV被害者」という。）の相談・保護・自立支援の中核機関としての業務を行ってきました。

近年、女性の抱える問題は一層、複雑・多様化しており、旧売春防止法を主な根拠とする従来の枠組での対応は限界があるとして、「女性の福祉」や「人権の尊重や擁護」「男女平等」の視点を明確にし、さまざまな事情により日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（以下「困難な問題を抱える女性」という。）への支援を推進し、安心してかつ自立して暮らせる社会の実現を目的として、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（以下「女性支援法」という。）が成立しました。

女性支援法が令和6年4月1日から施行されることに伴い、「鳥取県婦人相談所」は、「鳥取県女性相談支援センター」に名称を変更し、次の業務を行うこととなりました。

鳥取県女性相談支援センターは、県東部に1か所設置している他、県中部と西部にある各総合事務所県民福祉局内にも担当部署を設置しています。

- 女性支援法第9条第3項各号に掲げる困難な問題を抱える女性への支援に関する業務
- DV防止法第3条3項各号（同法第28条の2において準用する場合を含む。）に掲げる配偶者暴力相談支援センターの業務

## 1 業務の概要

### 相 談 支 援

困難な問題を抱える女性やDV被害者（以下「支援対象者」という。）の困りごと、悩みごとについて、来所相談に応じるとともに、相談専門の電話により広く相談に応じ、問題解決のための支援を行います。

支援対象者の立場に寄り添って、課題や背景等の内容を本人とともに整理し、本人の意思を尊重しながら支援方針等を検討し、支援に必要な関係機関と連携して相談支援を行います。

### 一 時 保 護

女性支援法第9条第7項の規定に基づき、緊急に保護を必要とする支援対象者について、女性相談支援センターが一時保護を自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者（社会福祉施設、民間シェルター）に委託して行います。本人の同意を得て、本人及び同伴家族の安全確保及び一時保護を行うものです。安心して過ごせる生活環境の提供、心身の健康回復に向けた支援や寄り添い支援、自立促進のための支援、同伴児童に対する心理的ケアや学習・生活支援等を行います。

### 医学的・心理学的な援助

暴力等の被害や、差別、社会的排除等の経験からの心身の健康回復には一定の期間を要することも想定されます。必要に応じ、医療機関などの専門機関にも相談・連携しつつ、心身の健康の回復のための医学的・心理学的な援助を行い、生活の中での被害回復に向けて中長期的に寄り添い続ける支援に努めます。

### 自立して生活するための関連制度に関する情報提供等

支援対象者の自立支援のための情報提供、助言、関係機関等との連携支援の調整、支援対象者に必要な相談機関や支援制度の情報提供及びつなぎ支援を行います。

### 予 防 啓 発 活 動

各種会議、会合等の利用、リーフレット等の配布、広報機関の利用等により、県女性相談支援センターが行う女性支援事業について、理解と協力が得られるよう啓発に努めています。また、高校生等に対して、DV(デートDV)についての予防啓発として、デートDV予防学習会を実施しています。

## 2 女性相談支援員（旧 婦人相談員）の設置状況

女性相談支援員の前身は、旧売春防止法において「婦人相談員」として規定され、「要保護女子」の発見、相談への対応、必要な指導等を行うこととされてきました。

女性支援法における「女性相談支援員」は、困難な問題を抱える女性の困りごと、悩みごとについて、相談に応じ、問題解決のための支援を行います。

相談者の立場に寄り添って、課題や背景等の内容を本人とともに整理し、本人の意思を尊重しながら支援方針等を検討し、支援に必要な関係機関と連携して相談支援を行います。

女性相談支援員は、現在、鳥取県女性相談支援センター及び4市全てに配置されています。

県においては、女性相談支援員の他、相談支援や心理的ケアを担当する各種専門職も鳥取県女性相談支援センター及び各総合事務所県民福祉局地域福祉課にそれぞれ配置しています。

なお、女性相談支援員が設置されていない町村においては、女性相談を担当する部署において必要な支援を行うこととされています。

県内の女性相談支援員の設置状況等は下記のとおりです。（令和6年4月1日時点）

対象区域	配置先	配置数（定数）
鳥取県 （全域）	〒680-0901 鳥取市江津 318-1 鳥取県福祉相談センター（鳥取県女性相談支援センター）	1人（1人）
鳥取市	〒680-0845 鳥取市富安 2丁目 138-4 鳥取市 健康子ども部 子ども家庭局 子ども家庭センター	3人（3人）
米子市	〒683-0811 米子市錦町 1-139-3（ふれあいの里1階） 米子市 子ども総本部 子ども相談課 家庭児童相談室	1人（2人）
倉吉市	〒682-8633 倉吉市堺町 2丁目 253 番地 1 倉吉市 健康福祉部 子ども家庭課	1人（1人）
境港市	〒684-0033 境港市上道町 3000 境港市 福祉保健部 子育て支援課	1人（1人）

<参考>

### 鳥取県内の相談機関



★ 県・相談員  
★ 市・相談員

### 3 相談業務の状況

(1) 鳥取県の女性相談の状況

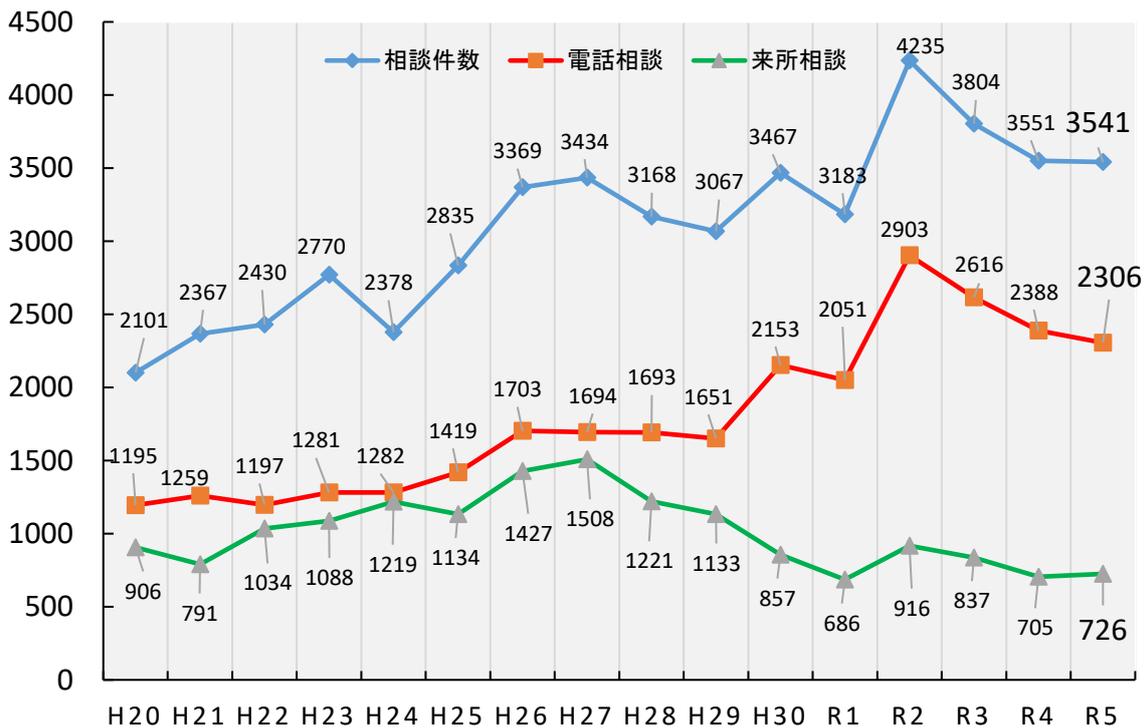
(件)

区分	来所	電話	巡回相談・出張	その他 (FAX・メール等)	計
令和5年度	726	2,306	272	237	3,541

<各相談窓口における相談受付件数>

区分	来所	電話	訪問	メール	その他	計	
福祉相談センター	50	314	14	6	0	384	
中部	58	197	27	0	4	286	
西部	72	339	24	0	1	436	
相談員	県 (1人)	23	144	0	3	0	170
	鳥取市 (3人)	290	825	148	1	2	1,266
	米子市 (2人)	163	362	54	1	217	797
	倉吉市 (1人)	57	107	0	0	1	165
	境港市 (1人)	13	18	5	0	1	37
	小計	546	1,456	207	5	221	2,435
県全体計	726	2,306	272	11	226	3,541	
前年度同期計	705	2,388	321	23	114	3,551	

《令和5年度 鳥取県の女性相談受付件数》



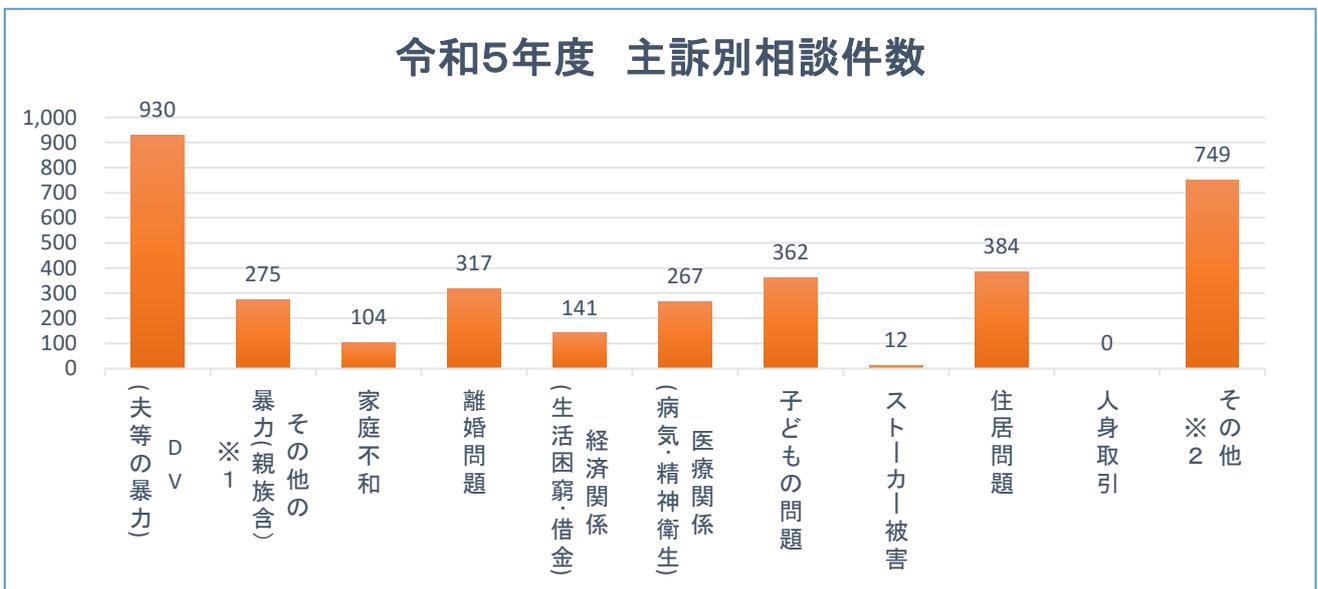
※ 令和2年度から統計方法を一部変更しています。

(2) 主訴別相談状況

(件)

区分	DV (夫等の 暴力)	その他の 暴力(親 族含) ※1	家庭不和	離婚問題	経済関係 (生活困 窮・借金)	医療関係 (病気・精 神衛生)	子どもの 問題	ストーカ ー被害	住居問題	人身取引	その他 ※2	合計
令和3年度	1,020	284	200	335	147	416	320	24	289	0	769	3,804
令和4年度	842	305	167	305	119	376	370	5	287	0	775	3,551
令和5年度	930	275	104	317	141	267	362	12	384	0	749	3,541
令和5年度 (構成比)	26%	8%	3%	9%	4%	8%	10%	0%	11%	0%	21%	100%

※ 令和2年度から、配偶者等からの暴力を含む相談は、主訴を「DV相談」として計上しています。



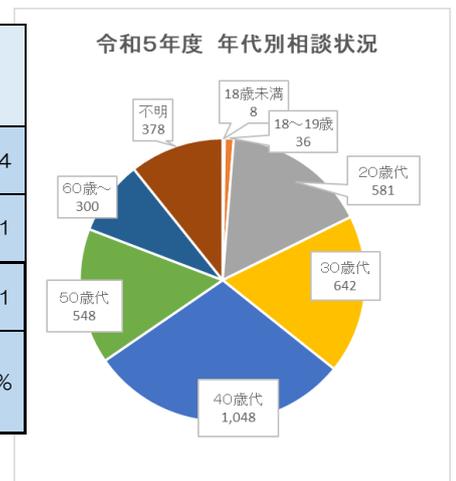
※1 子ども・親(その他の親族含む)、生活の本拠を共にしない交際相手、同性間の交際相手からの暴力、その他の者からの暴力があります。

※2 薬物中毒・酒乱、夫等その他、親族その他、交際相手その他、男女問題、人間関係その他、求職、経済関係その他、妊娠・出産、医療関係その他、帰住先なし、年少者の性的課題、売春強要、暴力団関係者等による支配・依存、5条違反、売春強要等があります(年度によって件数0の項目があります)。

(3) 年齢別相談状況

(件)

区分	18歳未満	18~19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳~	不明	計
令和3年度	31	118	489	1,053	972	556	289	296	3,804
令和4年度	16	82	673	879	874	408	327	292	3,551
令和5年度	8	36	581	642	1,048	548	300	378	3,541
令和5年度 (構成比)	1%	1%	16%	18%	30%	15%	8%	11%	100%



(4) 相談処理の状況

(件)

区分	婦人保護施設 入所	就職 自営	家庭へ	福祉事務 所へ	県内の婦 人相談所 /婦人相 談員へ	他府県の 婦人相談 所/婦人 相談員へ	その他の 関係機関 ・施設へ	助言 指導	その他 (傾聴・カ ウンセリ ング等)	計
令和3年度	0	1	7	4	0	0	4	3,102	685	3,803
令和4年度	0	1	6	9	0	0	0	2,779	757	3,552
令和5年度	0	0	8	9	0	0	4	2,606	911	3,538

※前年度未処理分を含む

(5) 相談件数におけるDV相談の状況

(件)

区分	相談件数		割合 (%)
	DV相談		
令和3年度	3,804	1,020	37%
令和4年度	3,551	842	24%
令和5年度	3,541	930	26%

令和5年度 内訳		DV相談
福祉相談センター		98
中部		123
西部		167
相談員	県	60
	鳥取市	193
	米子市	276
	倉吉市	10
	境港市	3
合計		930

**4 一時保護の状況**

(1) 一時保護中の支援

① 健康管理

一時保護所内では、一日1回(朝)検温を実施し、体調管理を行っています。また、感染症対策として、定期的に換気・消毒を行う等衛生管理にも心掛けています。

② 同行支援

裁判所や法律事務所、通院等の同行支援を行っています。

③ 自立支援

自立支援に向けて、各種手続きや就労支援、物件探しなども同行支援します。

④ 食事・入浴支援

入所決定後、すぐにアレルギーや好き嫌い、食事量について詳細に聞き取ります。離乳食や糖尿病食等にも対応し、おやつ時間には、親子で調理実習を行うなどしています。また、乳児の沐浴なども必要に応じて職員が支援します。

⑤ 日中活動

余暇活動として、手芸(ビーズ、編み物ほか)、製作(プラバン、スクラッチアートほか)、運動(卓球・バドミントン・ヨガ・体操ほか)、ボードゲーム、DVD鑑賞等を、入所者に応じて提供しています。

⑥ 学習支援

一時保護中に登校できない就学中の児童に対する学習保障のため、外部の塾講師と契約しており、個別学習の支援を行っています。

⑦ 心理的支援

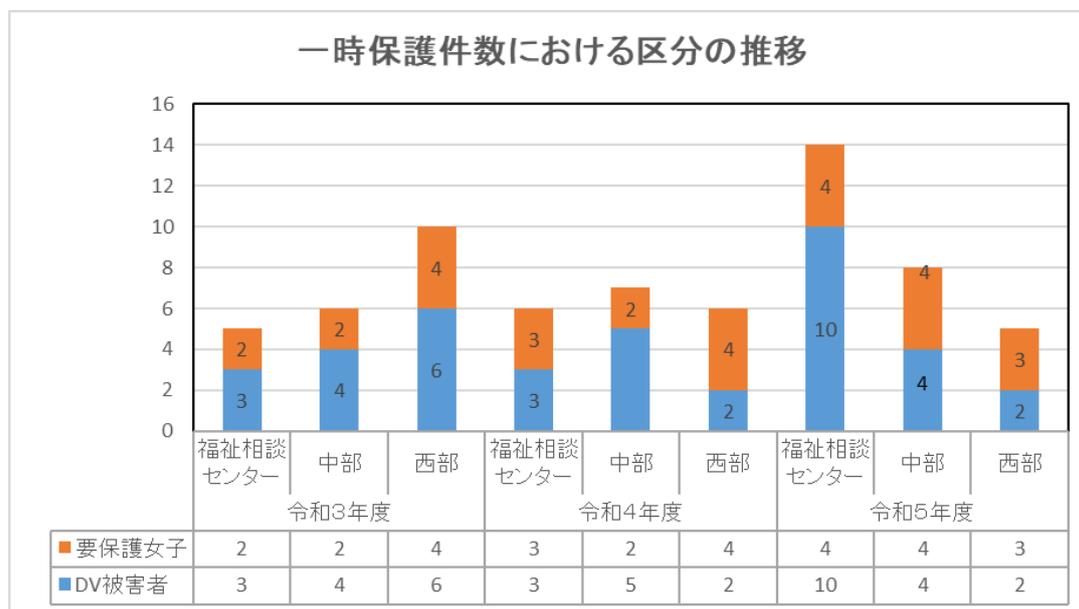
専属の心理職により、入所者や同伴児童の不安や緊張の緩和、心理的な健康の回復を目的とした支援を行っています。

(2) 一時保護件数と保護人数

(件)

区分	一時保護件数					
	主訴別		世帯構成別			
	DV被害者	要保護女子	本人		同伴児(者)数	
単身			母子			
令和3年度	21	13	8	9	12	27
福祉相談センター	5	3	2	2	3	7
中部	6	4	2	3	3	5
西部	10	6	4	4	6	15
令和4年度	19	10	9	9	10	19
福祉相談センター	6	3	3	3	3	5
中部	7	5	2	3	4	8
西部	6	2	4	3	3	6
令和5年度	27	16	11	12	15	28
福祉相談センター	14	10	4	7	7	12
中部	8	4	4	3	5	8
西部	5	2	3	2	3	8

※ 当該年度の在籍に応じた保護件数（前年度未処理を含む。）



(3) 年齢別同伴児(者)

(件)

区分	1歳未満	幼児	小学生	中学生	高校生年齢	18歳以上	計
令和5年度	2	6	12	5	1	2	28
福祉相談センター	2	0	7	1	1	1	12
中部	0	4	2	2	0	0	8
西部	0	2	3	2	0	1	8

(4) 主訴別保護状況

(件)

区分	人間関係																小計		
	夫等			子ども			親族			交際相手			その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和		その他	
	交際相手を含む)	夫等からの暴力(本拠共)	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他親族の暴力	その他	交際相手からの暴力(生活本拠を共にしない)	同性間の交際相手からの暴力	その他							
令和5年度	16	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	20
福祉相談センター	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
中部	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7
西部	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3

区分	住居問題	帰住先なし	経済関係					医療関係					年少者の性的課題	売春強要	支配・依存	暴力団関係者等による5条違反	人身取引	合計	
			生活困窮	借金サラ金	求職	その他	小計	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他	小計							
令和5年度	1	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27
福祉相談センター	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
中部	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
西部	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5

※ 令和5年度の一時保護を要した相談の主訴については、最も多くを占める割合であったのが、「配偶者等からの暴力」を理由とする保護が16件、次いで「帰住先なし」を理由とするものが5件でした。

(5) 一時保護所及び一時保護委託の状況

(件)

区分	一時保護所			一時保護委託		
	単身	母子等	計	単身	母子等	計
令和3年度	2	2	4	7	10	17
福祉相談センター	2	2	4	0	1	1
中部	0	0	0	3	3	6
西部	0	0	0	4	6	10
令和4年度	2	1	3	7	9	16
福祉相談センター	2	1	3	1	2	3
中部	0	0	0	3	4	7
西部	0	0	0	3	3	6
令和5年度	7	2	9	5	13	18
福祉相談センター	7	2	9	0	5	5
中部	0	0	0	3	5	8
西部	0	0	0	2	3	5

※ 委託先の選定には、同伴児童の状況・委託先の場所と加害者からの追跡の恐れ等を考慮しています。

(6) 一時保護期間

(件)

区分		1～5日	6～10日	11～15日	16～20日	21～30日	31日以上	計	平均日数(日)
令和5年度		7	4	6	2	2	6	27	15.74
福祉相談センター	単身	5	0	0	0	0	2	7	11.86
	母子等	0	1	3	0	1	2	7	19.43
中部	単身	0	2	1	0	0	0	3	9
	母子等	2	0	0	1	0	2	5	20.2
西部	単身	0	0	1	0	1	0	2	18
	母子等	0	1	1	1	0	0	3	14

※ 深夜早朝に保護開始後、1泊に満たないで退所する場合もあれば、自立先の決定までに時間を要し、1か月以上保護になっている場合もあり、状況によって期間は様々です。

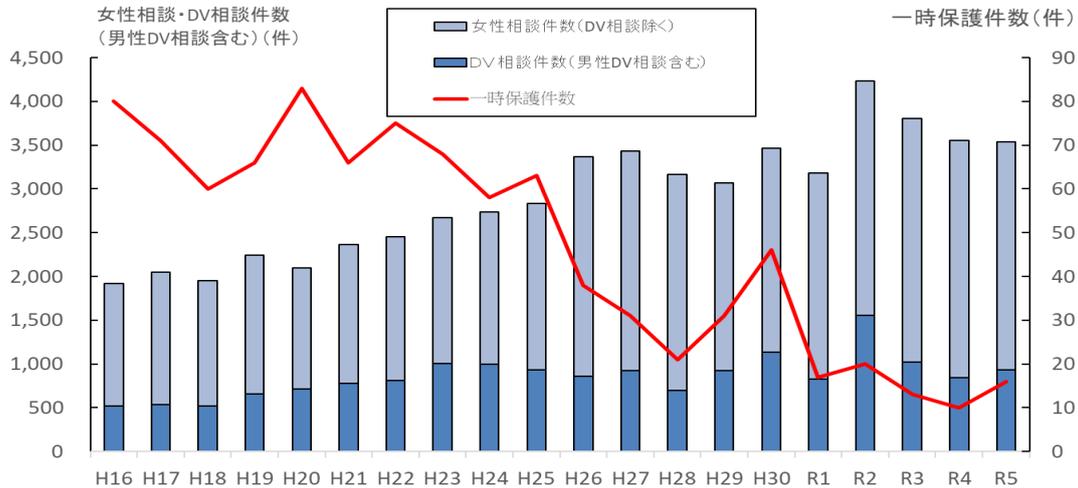
(7) 一時保護退所先

(件)

区分	婦人保護施設へ入所	自立(アパート等への入居)	帰宅(直近の住居へ)	帰郷(実家・生家・親族宅)	友人・知人宅	ハウス等	自費で利用できるステップ	病院へ入院	福祉事務所		他の社会福祉施設入所	他の婦人相談所	他機関・施設等	入国管理局へ	大使館へ	帰国	無断退所	一時保護委託契約施設等	その他(年度未処理含む)	計
									母子生活支援施設入所	他の社会福祉施設入所										
令和5年度	0	1	5	3	0	0	0	0	9	1	0	0	0	0	0	0	0	1	7	27
福祉相談センター	0	1	3	2	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	14
	中部	0	0	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
西部	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5

※ その他においては、他制度の利用のほか、年度内未処置分を含みます。

(8) 鳥取県における女性相談、男性DV相談件数、DV相談件数及び一時保護件数の推移



	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
女性相談・男性DV相談	1,921	2,049	1,952	2,240	2,101	2,367	2,450	2,670	2,738	2,835	3,369	3,434	3,167	3,067	3,467	3,183	4,235	3,804	3,551	3,541
うちDV相談	519	535	518	659	712	775	811	1,001	996	934	863	923	696	924	1,137	824	1,551	1,020	842	930
一時保護	80	71	60	66	83	66	75	68	58	63	38	31	21	31	46	17	20	13	10	16

※ DV相談件数は、女性相談支援センター(旧婦人相談所)、配偶者暴力相談支援センター及び女性相談支援員(旧婦人相談員)設置市において取扱った件数。H26.1～「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力も含み、R2～暴力被害を含むものはDVを主訴とし計上。また、R2のみ、特別定額給付金に関する申請や証明に関する問い合わせを含む。

※ 一時保護件数は、当該年度に婦人相談所が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき一時保護した件数(前年度からの繰越件数を含む)。

資料：鳥取県子ども家庭部家庭支援課調べ

## 5 配偶者暴力相談支援センターにおける業務実績

(1) 相談受付件数 (※被害者本人からの被害の訴えがあるものを計上) (件)

区分	合計			合計	加害者との関係						
	(A)	女性	男性		(B)	配偶者			離婚済	生活の本拠を共にする(した)	
						届出あり	届出なし	届出有無不明		交際相手	元交際相手
<b>令和3年度</b>	<b>350</b>	<b>341</b>	<b>9</b>	<b>350</b>	<b>258</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>59</b>	<b>25</b>	<b>1</b>	
福祉相談センター	来所による相談	42	42	0	42	32	1	0	8	1	0
	電話相談	52	51	1	52	41	2	1	6	2	0
	その他	6	6	0	6	5	0	1	0	0	0
小計	100	99	1	100	78	3	2	14	3	0	
中部	来所による相談	33	30	3	33	20	1	0	8	4	0
	電話相談	25	22	3	25	23	0	0	0	2	0
	その他	9	9	0	9	8	0	0	1	0	0
小計	67	61	6	67	51	1	0	9	6	0	
西部	来所による相談	76	76	0	76	51	0	0	18	7	0
	電話相談	71	69	2	71	45	0	1	18	6	1
	その他	36	36	0	36	33	0	0	0	3	0
小計	183	181	2	183	129	0	1	36	16	1	
<b>令和4年度</b>	<b>259</b>	<b>254</b>	<b>5</b>	<b>259</b>	<b>165</b>	<b>8</b>	<b>2</b>	<b>66</b>	<b>16</b>	<b>2</b>	
福祉相談センター	来所による相談	40	40	0	40	21	0	0	17	2	0
	電話相談	50	49	1	50	39	0	0	7	4	0
	その他	12	12	0	12	10	0	0	1	1	0
小計	102	101	1	102	70	0	0	25	7	0	
中部	来所による相談	27	26	1	27	18	1	0	6	2	0
	電話相談	20	19	1	20	19	1	0	0	0	0
	その他	13	12	1	13	9	0	0	2	2	0
小計	60	57	3	60	46	2	0	8	4	0	
西部	来所による相談	34	34	0	34	17	0	0	16	0	1
	電話相談	57	56	1	57	28	5	2	16	5	1
	その他	6	6	0	6	4	1	0	1	0	0
小計	97	96	1	97	49	6	2	33	5	2	
<b>令和5年度</b>	<b>246</b>	<b>240</b>	<b>6</b>	<b>246</b>	<b>163</b>	<b>2</b>	<b>9</b>	<b>63</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	
福祉相談センター	来所による相談	28	28	0	28	9	0	2	17	0	0
	電話相談	56	54	2	56	40	0	0	11	5	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	84	82	2	84	49	0	2	28	5	0	
中部	来所による相談	33	33	0	33	24	1	0	6	2	0
	電話相談	17	15	2	17	13	0	2	2	0	0
	その他	8	8	0	8	8	0	0	0	0	0
小計	58	56	2	58	45	1	2	8	2	0	
西部	来所による相談	40	40	0	40	24	1	1	13	1	0
	電話相談	57	55	2	57	40	0	4	12	1	0
	その他	7	7	0	7	5	0	0	2	0	0
小計	104	102	2	104	69	1	5	27	2	0	

(2) 配偶者暴力防止法第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数

区分	提出件数
<b>令和3年度</b>	<b>8</b>
福祉相談センター	0
中部	3
西部	5
<b>令和4年度</b>	<b>10</b>
福祉相談センター	4
中部	3
西部	3
<b>令和5年度</b>	<b>1</b>
福祉相談センター	0
中部	1
西部	0

- 被害者の保護命令申立てに伴い、地方裁判所からの請求に応じて書面回答をしています。  
また、被害者が保護命令を申し立てる際、書面作成等の申立て支援をしています。
- 一時保護中のDV被害者については、保護命令を申し立てる際の費用について助成事業を実施しています。(単県)

## (3) 各種証明書等の発行

(件)

区分	国民健康保険への新たな加入手続きの証明書	年金における秘密保持の配慮に関する証明書	児童手当の受給にかかる証明書	その他（意見書等）	計
令和3年度	9	11	3	57	80
福祉相談センター	0	1	0	6	7
中部	2	2	0	14	18
西部	7	8	3	37	55
令和4年度	2	3	2	47	54
福祉相談センター	1	1	2	8	12
中部	1	2	0	16	19
西部	0	0	0	23	23
令和5年度	1	4	5	54	64
福祉相談センター	1	3	4	11	19
中部	0	1	1	24	26
西部	0	0	0	19	19

※ その他（意見書等）では、住民基本台帳の閲覧制限支援措置についての意見書の発行が多くあります。

## 6 主催事業実施状況

### (1) 弁護士による法律相談

離婚問題、家族の問題など女性の抱える問題について法律の専門的な助言を必要とする女性及びDV被害者男性で、弁護士との相談に婦人相談所職員等の同席を承知された方を対象に実施しています。（要予約）

区分	定例相談	随時相談	計
令和5年度	4	1	5
福祉相談センター	1	0	1
中部	2	1	3
西部	1	0	1

### (2) DV被害者支援関係機関事例検討会等

県内に3カ所ある配偶者暴力相談支援センター業務の標準化とDV被害者や婦人の相談支援に携わる職員の資質向上を目的とし、研修、事例検討等を実施しています。

会議		実施回数	
①	配偶者暴力相談支援センター業務研究会	3	
②	ネットワーク会議・事例検討会	東部圏域	4
		中部圏域	4
		西部圏域	2
③	配偶者等に対する暴力防止関係機関連絡会・研修会	県全域	1
④	DV被害者支援機関別 事例検討会（助言者：精神科医）		6
⑤	婦人相談員連絡協議会		3

(3) 鳥取県DV予防啓発支援員活動事業

ア DV予防啓発支援員養成研修

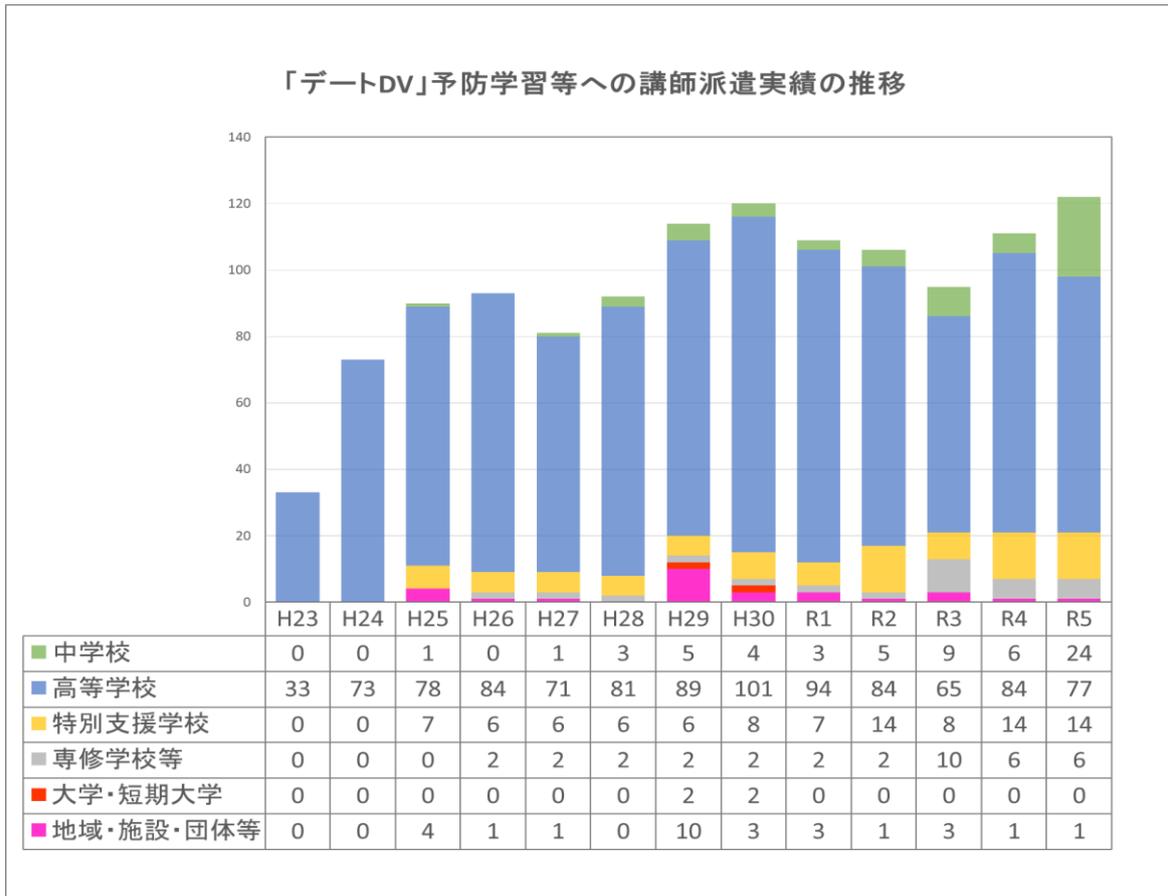
学校・地域等でDVの予防啓発活動等を行うDV予防啓発支援員を養成しています。平成22年度に「ファシリテーター養成講座」として初めて取組を行い、27年度からは「DV予防啓発支援員養成研修」と名称を変えて研修を開催しています。

イ デートDV予防学習会、DV予防研修の実施

上記アの研修受講後に支援員登録をされた方には、学校での学習会（デートDV予防学習会）や地域の研修（DV予防研修）の講師として活動していただいております。

◎デートDV予防学習会等への支援員派遣状況（令和5年度）

延べ122人の支援員を派遣（学校関係：32校、職域・地域等：1か所）



ウ DV予防啓発支援員連絡会並びにフォローアップ研修会の開催

県全域及び圏域毎に連絡会やフォローアップ研修を開催する等、DV予防啓発支援員の活動を支援するとともに支援員のスキルアップを図っています。

会 議		実施回数	
①	鳥取県DV予防啓発支援員フォローアップ研修会	1	
②	DV 予防啓発支援員連絡会	県全域	1
		東部圏域	4
		中部圏域	3
		西部圏域	2

#### (4) 街頭キャンペーン

毎年11月12日～25日までの2週間を、「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間と定め、社会の意識啓発等女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化し、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図っています。

この期間には、令和2年度以降はコロナ感染予防対策のため、例年実施していた駅やショッピングモールなどでの啓発活動実施を変更し、パネル展示を中心としたDV予防啓発活動を実施していました。令和5年度は、コロナ禍に開始したパネル展示に加え、ショッピングモールなどでの啓発活動を再開して実施しました。

地区	実施内容
東部	イオン鳥取北店にて啓発物品の配布・呼びかけ（中央児童相談所と共同）
	鳥取県立図書館、鳥取県福祉相談センターロビーにてパネル展示（中央児童相談所と共同）
	輝なんせ鳥取、鳥取市立中央図書館にてパネル展示（性暴力被害者支援センター「クローバーとっとり」と共同）
	鳥取市こども家庭相談センター、岩美町教育委員会事務局、若桜町福祉保健課（保健センター）、智頭町福祉課、八頭町福祉課（八頭町男女共同参画センター分も含む）に啓発物品を配布
中部	商業施設にて啓発物品の配布・呼びかけ（倉吉児童相談所と共同）
	倉吉交流プラザ、湯梨浜町役場、三朝町役場、琴浦町役場、北栄町役場、高等学校校舎内、社会福祉施設内にてパネル展示・ポスター掲示
	鳥取看護大学大学祭にてパネル展示
西部	オレンジリボンたすきリレー会場にて啓発物品の配布・パネル展示
	西部総合事務所（靴町庁舎、東福原庁舎）、米子市役所淀江支所、イオンモール日吉津にてパネル展示
	大山町、江府町にパネル貸出
	米子北高等学校の学校祭にてパネル展示（米子保健所と共同）
	日野高等学校の学校祭にてパネル展示・DVチェックリストの説明（米子保健所と共同）
	DARAZ FMラジオ広報



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

#### (5) 職員等研修の実施

専門性向上のために関係機関職員（婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、一時保護課等）を対象とした研修を実施しています。

テーマ	実施日	講師
配偶者暴力相談支援センター 新任職員研修	5月11日（木）	女性相談課職員等

#### (6) 講師派遣一覧

DV被害者支援や女性相談の理解促進を図るため、各種研修会等へ講師派遣を行っています。

研修会等の名称	依頼元	実施日	対象者
被害者支援ボランティア採用時養成講座	とっとり被害者支援センター	6月24日（土）	とっとり被害者支援センター支援活動員候補者
人身安全関連事案対策専科講義	鳥取県警察本部生活安全部	7月12日（水）	人身安全関連事案対策専科生等（警察官）
人権尊重社会を実現する鳥取市民集会第2分科会〔男女共同参画〕	鳥取市人権教育協議会	8月22日（火）	鳥取市民等
鳥取県立中央病院職員人権研修	鳥取県立中央病院	【資料提供】	鳥取県立中央病院全職員

(7) 各種会議への参加

会議の名称	事務局	期日
鳥取市要保護児童対策地域協議会 (実務者会議)	鳥取市こども家庭 相談センター	① 5月31日(水)
		② 7月26日(水)
		③ 9月27日(水)
		④ 11月29日(水)(欠席)
		⑤ 1月31日(水)
		⑥ 3月21日(水)

## 7 鳥取県における主なDV被害者支援関係事業

(1) 委託一時保護事業(国庫)

配偶者からの暴力被害者及び人身取引被害者等をより迅速かつ広域的に保護するため、婦人相談所長が婦人相談所の一時保護所以外の施設や民間団体に一時保護を委託するものです。

(2) 心のケア事業(国庫、単県)

心理療法担当職員を配置し、被害者の心理的回復を支援しています。

(3) 鳥取県ステップハウス運営事業(国庫)

配偶者等からの暴力被害者・単身の女性など、他の法律で自立支援が受けられない女性を対象に長期的な日常生活上の支援、心理的ケア等の体制を強化し、早期の心理的回復と生活再建を行います。生活指導等を行う場として県がアパートを借り上げ(期間:1年以内)、スタッフが支援しています。

(4) 暴力被害者一時保護事業(国庫、単県)

配偶者以外の者(親、兄弟等)からの身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などの暴力被害者について、婦人相談所長が婦人相談所の一時保護所以外の施設や民間団体に一時保護を委託しています。

(5) 女性に対する暴力被害者支援事業(単県)

被害者を支援する民間シェルター等に対して助成をしています。

ア 一時保護移送事業	被害者を一時保護施設へ移送するために必要な交通費
イ 一時保護事業	一時保護を行うために借り上げた借間等の賃借料
ウ 医療費支援事業	入所直前の医療費、入院にかかる個室料
エ 同行支援事業	入退所支援に係る交通費等
オ 自立支援事業	自立を支援するために必要な借間等の賃借料
カ 通訳雇上事業	外国人被害者に係る相談、保護及び自立支援を行うための通訳雇い上げに必要な費用
キ 託児支援事業	乳幼児を同伴するDV被害者が、自立に向け就職活動や行政機関、裁判所、社会福祉施設等を訪問するために、当該乳幼児を託児所等に預けるために要する費用
ク 学習支援員活用	一時保護中の被害者の同伴児童に対する学習支援員による学習事業支援に係る費用
ケ 保護命令手続き事業	一時保護中の被害者が裁判所に保護命令の申立てを行う費用

(6) 外国人DV被害者等支援員養成事業

DV被害や人身取引被害、生活習慣の不適應等さまざまな問題を抱える外国人からの相談に適切に対応するため、通訳者の養成に向けた研修を実施しています。

## Ⅳ 東部知的障害者更生相談所の概要

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法第 12 条に基づき都道府県に設置されている機関です。また、法律上、広域的見地に立った専門的な機関であることが要請されています。

### 【体制】

医師（非常勤）、心理判定員、知的障害者福祉司などが勤務しており、知的障がいに対する相談や療育手帳の判定業務を行っています。

### 【設置場所】

東部の福祉相談センター、中部、西部の総合事務所県民福祉局に併設する形で設置されており、圏域の市町村と連携を図っています。

### 【具体的な業務】

知的障害者更生相談所は療育手帳の判定を行うとともに、援護の実施者である市町村と連携し、地域の知的障がい者とその家族の全般的な生活支援等を行っています。

また、保健・医療・福祉・教育・就労の幅広い関係機関との連携（専門性の確保や体制の整備、地域のネットワーク化の推進）に係る役割を担っています。

相談判定業務	(1) 知的障がい者又は家族からの専門的な相談に応じ、必要な支援を行う。 (2) 療育手帳の判定（医学的、心理学的及び社会的診断） (3) 巡回相談（施設入所者等の療育手帳判定） (4) 強度行動障がい者入居等支援事業に関する判定 (5) 判定結果証明書発行事務（警察、他県、他機関からの照会を含む）
市町村等への支援	(1) 専門的な判定 障害者総合支援法に基づき、市町村から、障害福祉サービスの支給や障害程度区分の決定に係る専門的な知見の求めがあった場合には、必要な技術的援助、助言等の支援を行う。 (2) 市町村職員を対象とした研修会等の開催。 (3) 市町村主催の個別ケア会議における専門的な助言、情報提供。 (4) 市町村主催の自立支援協議会における専門的な助言、情報提供。
圏域の関係機関との連携	(1) 地域生活定着支援センター、社会福祉協議会等圏域の関係機関との連携。 (会議での助言、情報共有、啓発研修講師)

区分	業務内容、目的	実績（件）					
		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
①専門的相談指導業務	知的障がい者の相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの。	14		14		14	
②療育手帳の判定	保健所等の療育手帳交付に係る判定依頼に応じて、知的障がい者等の心理・医学判定、生育歴等に基づき総合的、継続的に判定を行う。	合計	236	合計	197	合計	218
		来所	224	来所	180	来所	196
		巡回(施設・家庭)	12	巡回	17	巡回	22
③強度行動障がい者入居等支援事業に関する判定	「鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業」の対象者の可否を判定する。	1		1		2	
④判定結果証明書発行	本人、保護者及び他県等の照会に対して判定結果を回答する。	62		36		55	

## 福祉相談センター利用のご案内

- 相談方法 来所、電話など様々な方法でお受けしています。
- 受付時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時15分（年末年始・祝祭日を除く）  
ただし、緊急を要する児童虐待通告やDV被害者保護通報などは土日・祝祭日や夜間でも対応しています。
- 相談内容の秘密は固く守ります。
- 相談や検査はすべて無料です。

### 連絡先

〒680-0901 鳥取市江津 318-1

T E L 0857-23-1031（代表）

F A X 0857-21-3025

E-mail fukushisodan@pref.tottori.lg.jp

### 子どもの相談（中央児童相談所）

こんな時にはご相談ください。

- ・子どもへの虐待について相談したい。
- ・子どもが学校に行きたがらない。
- ・子どもを育てることができない。
- ・子どもの暴力などに悩んでいる。
- ・発達の遅れの疑いがある。
- ・子どものしつけに悩んでいる。
- ・その他子どもに関する様々な相談

こども相談専用ダイヤル 0857-29-5460  
（児童相談員受付）月～金 午前8時30分から午後5時

### ヤングケアラー相談窓口

- 受付時間 平日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時30分  
電話 0857-29-5460

※上記以外の時間帯は、いじめ110番（TEL：0857-28-8718）にて受け付けています。（県教育委員会いじめ・不登校総合対策センター）

- 鳥取県ヤングケアラー支援サイト <https://www.pref.tottori.lg.jp/yc/>



## 女性の相談（女性相談支援センター・配偶者暴力相談支援センター）

こんな時にはご相談ください。

- 家庭内の問題に悩んでいる。
- 配偶者、恋人などからの暴力（DV）に悩んでいる。
- 夫婦、男女関係に悩んでいる。      • ストーカーの被害に悩んでいる。
- 職場や近所などの人間関係に悩んでいる。
- その他、どうしたらよいか、誰に相談したらよいかわからないとき

女性相談専用ダイヤル 0857-27-8630

（女性相談支援員受付）月～金 午前8時30分から午後5時15分

[参考] DV夜間休日電話相談 0858-26-9807

女性相談専用メールアドレス fsc\_jyoseisodan@pref.tottori.lg.jp

## 知的障がいに関する相談（東部知的障害者更生相談所）

18歳以上の知的障がい者及びそのご家族などを対象として相談をお受けしています。18歳以上の方の療育手帳の更新手続きは下記の電話番号までご連絡ください。

電話 0857-23-6218

（受付）月～金 午前8時30分から午後5時15分

# 福祉相談センター案内図

〒680-0901 鳥取市江津 318-1







## 業務の概要

発行：鳥取県福祉相談センター

〔鳥取県中央児童相談所〕

鳥取県女性相談支援センター

〔鳥取県東部知的障害者更生相談所〕

（令和6年10月発行）